

普代村過疎地域自立促進計画

【平成28年度～平成32年度】



平成28年3月

岩手県 普代村

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	普代村の概況	1
ア	村の諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	2
ウ	今後の発展の方向	3
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
ア	人口の推移と動向	4
イ	今後の人口及び世帯数の見込み	4
ウ	産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	8
ア	行政の状況	8
イ	財政の状況	8
ウ	公共施設整備の現況と動向	9
(4)	自立促進の基本方針	10
ア	自立促進のための基本目標	10
イ	自立促進のための基本的な方向	11
ウ	自立促進のための重点プロジェクト	13
エ	到達目標（将来像）	15
(5)	計画期間	15
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	15
2	産業の振興	17
(1)	現状と問題点	17
ア	農林業	17
イ	水産業	17
ウ	商工業	17
エ	観光	18
オ	企業の促進、雇用対策	18
(2)	その対策	18
ア	農林業	18
イ	水産業	19
ウ	商工業	20
エ	観光	21

オ	起業の促進、雇用対策	21
(3)	計画	22
(4)	公共施設総合管理計画との整合	23
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	25
(1)	現状と問題点	25
ア	公共交通施策、道路整備	25
イ	情報・通信	25
ウ	交流の推進	25
(2)	その対策	26
ア	公共交通施策、道路整備	26
イ	情報・通信	26
ウ	交流の推進	27
(3)	計画	27
(4)	公共施設総合管理計画との整合	29
4	生活環境の整備	30
(1)	現況と問題点	30
ア	水道施設・汚水処理対策の推進	30
イ	廃棄物処理	30
ウ	消防防災	30
エ	住宅	30
オ	公園・緑地	31
カ	防犯対策	31
キ	交通安全対策	31
ク	自然環境	31
(2)	その対策	31
ア	水道施設、汚水処理対策の推進	31
イ	廃棄物処理	32
ウ	消防防災	32
エ	住宅	32
オ	公園・緑地	33
カ	防犯対策	33
キ	交通安全対策	33
ク	自然環境	33

(3) 計画	34
(4) 公共施設総合管理計画との整合	35
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
(1) 現況と問題点	36
ア 高齢者保健福祉	36
イ 子育て支援、少子化対策	36
ウ 障がい者福祉	36
エ 地域福祉	36
(2) その対策	37
ア 高齢者保健福祉	37
イ 子育て支援、少子化対策	37
ウ 障がい者福祉	38
エ 地域福祉	38
(3) 計画	39
(4) 公共施設総合管理計画との整合	39
6 医療の確保	40
(1) 現況と問題点	40
ア 保健・医療	40
(2) その対策	40
ア 保健・医療	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設総合管理計画との整合	41
7 教育の振興	42
(1) 現況と問題点	42
ア 就学前教育	42
イ 学校教育	42
ウ 社会教育	42
エ スポーツ・レクリエーション活動	42
(2) その対策	42
ア 就学前教育	42
イ 学校教育	43
ウ 社会教育	44

エ	スポーツ・レクリエーション活動	45
(3)	計画	45
(4)	公共施設総合管理計画との整合	46
8	地域文化の振興等	47
(1)	現況と問題点	47
ア	歴史、文化、芸術	47
(2)	その対策	47
ア	歴史、文化、芸術	47
(3)	公共施設総合管理計画との整合	47
9	集落の整備	48
(1)	現況と問題点	48
ア	村政参加（地域づくり）	48
イ	住宅、土地利用	48
(2)	その対策	48
ア	村政参加（地域づくり）	48
イ	住宅、土地利用	48
(3)	計画	49
(4)	公共施設総合管理計画との整合	49
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	50
(1)	現況と問題点	50
ア	地球環境	50
イ	村政参加	50
ウ	男女共同参画	50
エ	行財政	50
(2)	その対策	50
ア	地球環境	50
イ	村政参加	51
ウ	男女共同参画	51
エ	行財政	52
(3)	計画	53
(4)	公共施設総合管理計画との整合	53

1 基本的な事項

(1) 普代村の概況

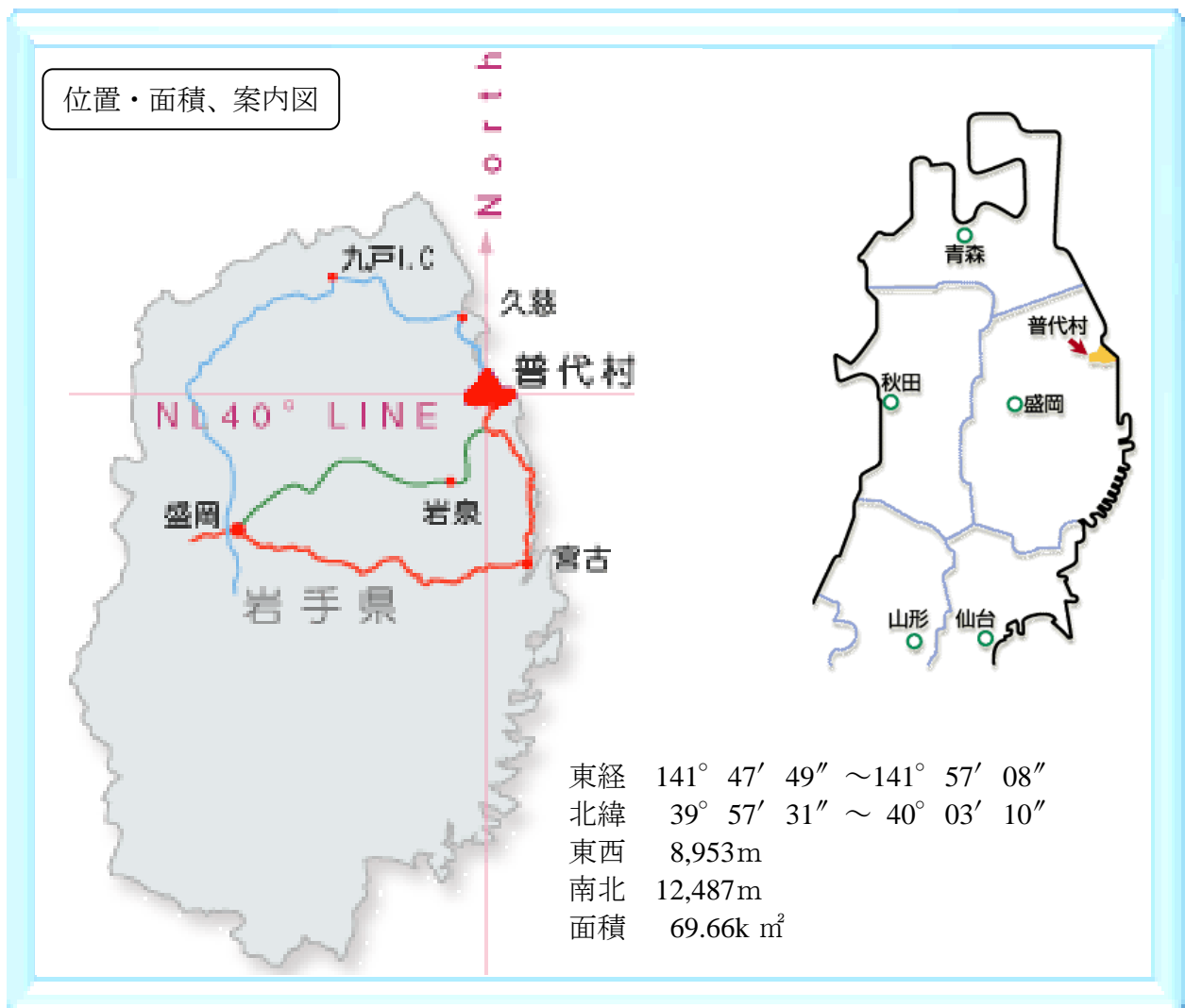
ア 村の諸条件の概要

① 位置・面積、自然的条件

普代村は岩手県の北部沿岸に位置し、下閉伊郡の最北端にあり、東方一帯は太平洋に面し、南は田野畑村、北は九戸郡野田村、西は岩泉町に界している。

地勢は、村中心部を普代川が、北に力持川、沢川、南に大沢川が太平洋に注いでいる。山岳は岩泉町境に連なる御沢峠の標高680mを最高に300m内外の峰となっており、平坦地が少なく、地域の大半は山林岳陵であるため、水田も少なく山林の中に段丘畑地が散在している。

気候は、海洋性気候の影響で全般的に冬暖かく、夏涼しい。冬季は乾燥する日が多く、6月から7月の梅雨期にはやませと呼ばれる冷涼湿潤な霧雨もよりの悪天候と海霧が発生しやすい状態となる。



② 歴史的・社会的条件

明治9年普代村と黒崎村、掘内村の3村が合併して、現在の普代村となったのが始まりである。その後、明治21年11月内務大臣から『町村政施行に関する訓令』が出され、岩手県では明治22年4月1日をもって市町村政を施行し、隣村田野畑村と普代村の合併を当初の議案としたが、町村合併促進法の効力を失う昭和31年9月末までに意見がまとまらず、明治9年以来、現状のまま今日に至っている。

本村の産業は、第一次産業の漁業・水産養殖業が大部分を占めており、三陸沖の海域は、暖流と寒流が交わるあたりに、世界三大漁場の一つに数えられ、水産物の宝庫として知られている。

また、山間地を利用した農地開発事業、国立公園地域としての観光振興にも力を注いでいる。

③ 経済的条件

本村の主要産業である第一次産業の漁業生産額によって、本村の経済面への影響は大きく左右される状況にある。

また、本村では地理的条件等で企業誘致が困難であることから、観光事業及び農林水産事業に力を入れ、観光客誘致による農林水産物の地元消費及び付加価値化や流通販売等の経済活性化対策に取り組んできた。

イ 過疎の状況

① これまでの対策

本村の人口は昭和35年から45年にかけて国の高度経済成長に併せて人口が著しく減少した。昭和46年には過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受け、過疎からの脱却を目指して交通通信網や産業基盤の整備、教育施設、医療施設の整備に重点をおいて積極的な施策を推進した。この結果、昭和55年の過疎地域振興特別措置法の下では過疎指定を免れることができた。その後も農林水産物の高付加価値化の促進、村道、農道、漁港関連道の整備や全村をネットする村営バスの運行による交通体系の整備、簡易水道や下水処理施設の整備及び村営住宅の整備による生活環境の改善、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの整備による高齢者福祉の充実や国保普代村診療所の建築等の対策を講じてきた。その結果、社会基盤の整備については着実にその成果を挙げたところである。しかし、昭和55年から再び人口が減少し、若年者比率の減少及び高齢者比率の増加により人口の減少が続き、平成22年3月に制定された過疎地域自立促進特別措置法で引き続き過疎地域として指定を受けた。

② 現況と今後の見通し

上記の対策の結果、生産基盤や道路交通網等の整備が進み、農林水産物の生産も着実な進展を見せている。また、携帯電話不通区域の解消のための移動通信用鉄塔施設の整備やテレビ・ラジオ放送の難視聴解消のための施設整備、高速無線でのブロードバンド施設環境の整備により情報通信格差の縮小が図られてきた。さらに、各種の施設整備により高齢者福祉対

策や幼小中一貫教育の推進などによる教育の振興についても充実がなされているほか、村営住宅の整備等により生活環境の整備も進展してきている。

しかし、基幹産業である農林水産業の生産者価格の低迷や担い手不足に伴う就業者の高齢化の進行、さらに、観光面では観光客入込み数は減少の一途にあり、依然として通過型の形態が多く、平成23年3月11日の東日本大震災と国内の長引く経済不況の影響とが相俟って、本村の各分野の産業は厳しい状況下にある。

人口の推移を見ると、学卒者を中心とした若年層の引き続く人口流出と近年の少子化傾向に伴い、依然として人口減少に歯止めをかけられないでいる。

さらに、高齢者比率も36.4%（27.9月末現在）と、村民の3人に1人が65歳以上の高齢者で占められ、今後も高齢社会が急速に進行すると見込まれていることから、地域の活力の低下が懸念される状況にある。

今後は、これまでに整備した社会資本の効果的活用とともに、遅れが見られる諸条件の整備を促進し、生活環境の充実や産業、教育文化の振興を図り、若年層の定住促進と交流人口の拡大を図らなければならない。また、ますます進む少子高齢化社会への総合的対応も急務となっている。

ウ 今後の発展の方向

本村は北リアスの雄大な海岸美を誇り、海と山の豊かな自然に恵まれた観光資源を豊富に有している。今後においても、この地域資源の活用を図りながら、これまで蓄積された社会資本を効果的に活用し村づくりを推進する。

そのために、観光客のニーズにも合わせ、豊富な観光資源を磨き生かし続け「見る・遊ぶ・体験する・滞在する」ことができる滞在型観光メニューを近隣市町村や広域市町村との連携を図りながら売り込み、交流人口の増加、さらには関係人口の構築を目指す。

第一次産業については、村の持つ豊かな自然環境や優れた農林水産物などの地域資源を生かした内発型の産業振興を目指す。また、村と産業団体が一体となり、地元産物の高付加価値化やブランド化の促進を図るとともに、観光産業等との連携を深めながら交流人口の拡大に合わせた販売の拡大に努め、生産者の所得の向上と後継者育成を図る。

また、子供を安心して産み育てることができる環境整備に努めるとともに、高齢者がいつまでも元気で生きがいを持った生活が送れるよう支援する。さらに、村民の生命と健康を守るため、保健、福祉事業との連携を図りながら、包括的な地域医療サービスの提供に努めるとともに、近隣中核病院との協力の下、広域医療体制の充実を図る。

少子化にも対応した育児・教育環境の充実と文化の振興を図る。具体的には、幼小中一体となった教育環境の整備充実を図るとともに、青少年や成人に対して、環境保全、産業振興、地域文化の伝承、福祉ボランティア等のさまざまな分野の学習機会を提供する。

豊かな自然環境を保全するとともに、久慈管内や近隣市町村との広域的な機能分担と連携の強化を図りながら、環境美化意識の啓発、上下水道の整備促進、景観形成や住宅対策などによる

魅力ある集落整備による定住を目指した生活環境の充実を促進する。

さらに、これまで形成してきた交流ネットワークを活用して、村内外との交流を一層促進し、観光や企業の相互連携を図ることにより相乗効果を誘導する。また、第一次産業との連携により産業の活性化と雇用の創出を図ることとする。

これらの施策により、若者の定住を促進し人口構造のバランスを回復させ、将来にわたり安定した人口を維持し、活力ある村を建設していくものとする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本村の総人口は、昭和40年の4,796人を頂点に年々減少し、平成2年に3,909人、平成22年に3,088人にまで減少した。年齢別では、65歳以上の高齢者人口は昭和55年に411人（10.2%）であったものが、平成22年度には973人（31.5%）に増加し、人口の高齢化が進んでいる。

人口減少の主な要因は、進学期や就職期における若い世代の人口流出で特に若年女性の減少が顕著となっている。また、女性人口の減少に加え未婚化・晩婚化の影響による出生率の低迷につながっている。

イ 今後の人口及び世帯数の見込み

今後は、魅力ある新たな雇用の場を確保し、村内に住民を定着させることが重要ではあるが、人口の減少傾向は一層続くものと見込まれる。しかし、1世帯あたりの平均人員の減少傾向も続くと思われるため、世帯数は横ばいなし、微増傾向で推移するものと予想されている。

ウ 産業の推移と動向

① 現況

村の産業構造は、就業人口については表-1(3)のとおり、第一次産業の就業人口比率は大幅に減少し、第二次産業は平成7年ごろまでは増加し、その後はほぼ横ばい、第三次産業は昭和55年まで増加し、その後はほぼ横ばいである。第一次産業の就業人口比率は、昭和35年は76.6%であったが、平成22年には21.8%と、54.8ポイント減少している。第二次産業の就業人口比率は、昭和35年は9.7%で、その後、昭和55年には27.1%まで増加し、平成22年には28.9%と微増となっている。第三次産業の就業人口比率は、昭和35年には13.7%であったが、平成22年には49.3%となっており、35.6ポイント増加している。この間の就業構造の変化は、第二次産業及び第三次産業については557人(103.9%)の増加となっている一方、第一次産業については1,449人(82.6%)もの減少となっている。総就業者数については、892人(39.0%)減少している。これは、人口減や高齢化が進んだことや第二次及び第三次産業の振興が遅れ、第一次産業離職者の労働吸収力が不十分であったことも要因と考えられる。

第二次、第三次産業が進展している半面、第一次産業においては相次ぐ国内市場の外国への開放に伴う価格の低迷や生産調整等が収益性の悪化をもたらし、厳しい経営環境の下、後継者難等とともに厳しい状況に直面している。

② 課題

今後は、これまでに投資された産業基盤等社会資本及び観光施設を高度に活用し、自然豊かな本村の農林地や海洋、さらには国内の海岸線で評価を得ている観光資源を最大限に活用しながら、村内の各分野の産業を振興していかなければならない。

このためには、農業については、村の将来を担う主業農家を育成し、堆肥を有効活用した有機質資材の投入により資源循環型農業の振興を図る必要がある。また、遊休地を高度に活用するなど土地利用の合理化を図りながら、高収益作物の作付けを奨励、支援し、安定生産による産地化と普代ブランドの確立を図る必要がある。さらに、少量でも新鮮、安全で安心な生産物の村内販売体制を整える必要がある。酪農については、乳量の向上と安定生産に努めなければならない。

林業は、「緑と水」の源泉である森林資源の保全に努めるとともに、特用林産物等の生産振興を通じて林業産出額を増やす必要がある。このことから、多様なニーズに対応した森林資源の育成を図るため、除間伐などの施業の推進に努めなければならない。また、森林の持つ水源涵養等の公益的機能に着目しながら保養・レクリエーションの場としての役割も果たす森林の整備や治山施設の整備に努めていかなければならない。

水産業は、資源管理と栽培漁業、養殖業を積極的に推進し、「つくり育てる漁業」による漁業経営の安定を図らなければならない。また、消費者ニーズに応える海産物の提供に努めるとともに、観光産業との多様な連携を模索し、実践していくことが大切である。さらに、漁港施設の整備に努め、産業団体と連携して、食の安心安全に対応した生産、流通過程の品質管理の向上に努めなければならない。

以上で述べた農林水産業は、本村の重要な産業であり、その振興を図ることは地域産業の育成の面において重要な役割を占めている。

しかし、少子化や第二次産業、第三次産業へのシフトによる就業者数の減少や高齢化などにより労働力は低下しており、加えて第一次産業の純生産額の減少率も県全体に比べて大きく格差が生じている。

一方、健康、安全、新鮮、こだわり志向など多様化する消費者ニーズにより農林水産物への期待が高まるとともに、自然環境の保全、水源の涵養など農山漁村の持つ公益的機能の重要性が見直されている。今後ますます、自然豊かな本村の果たす役割は大きくなると見込まれる。

商業については、人口の流出、交通網の整備、八戸・久慈両市への大型店進出や個性化・多様化する消費者ニーズに対応することが困難であるため、今後も厳しい状況が続くものと見込まれる。このため小規模商店の体質改善を図り、連帯協同して顧客の流出等に対処しなければならない。

地場産業については、地域活力の増進、若年層の地元定着や技能を有する高齢者等の雇用の確保を図るうえで有効なことから、地域の農林水産物の資源や技術を活用したコミュニティビジネスなどによる地域産業の創出への取り組みを一層進めなければならない。

観光については、三陸復興国立公園にも指定されており、観光資源には比較的恵まれている。しかし、観光客に対してのソフトが不十分なことから、近年観光客が減少しており、今後は観光客のニーズに合わせた旅行商品の企画、体験型観光への取り組みを進めていかなければならない。

農業、林業、水産業、製造業、商業、さらに観光、教育、福祉が各々総合的に、高度に結びつき相乗効果を最大限に生み出せるような村づくりが目標であり、そのための村民の生産意識の涵養が基本的な課題となる。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,603	人	4,796	4.2	4,162	△13.2	4,029	△3.2	4,023	△0.1
0 歳～14 歳	1,824		1,773	△2.8	1,388	△21.7	1,173	△15.5	1,020	△13.0
15 歳～64 歳	2,526		2,760	9.3	2,130	△22.8	2,495	17.1	2,592	3.9
うち 15 歳～29 歳(a)	1,137		1,203	5.8	908	△24.5	860	△5.3	844	△1.9
65 歳以上(b)	253		263	4.0	299	13.7	361	20.7	411	13.9
(a)/総数 若年者比率	24.7	%	25.1	—	21.8	—	21.3	—	21.0	—
(b)/総数 高齢者比率	5.5	%	5.5	—	7.2	—	9.0	—	10.2	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,013	△0.2	3,909	△2.6	3,796	△2.9	3,583	△5.6	3,358	△6.3
0 歳～14 歳	931	△8.7	800	△14.1	633	△20.9	526	△16.9	420	△20.2
15 歳～64 歳	2,602	0.4	2,540	△2.4	2,466	△2.9	2,220	△10.0	2,002	△9.8
うち 15 歳～29 歳(a)	742	△12.1	674	△9.2	678	0.6	561	△17.3	477	△15.0
65 歳以上(b)	480	16.8	569	18.5	697	22.5	837	20.1	936	11.8
(a)/総数 若年者比率	18.5	—	17.2	—	17.9	—	15.7	—	14.2	—
(b)/総数 高齢者比率	12.0	—	14.6	—	18.4	—	23.4	—	27.9	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	3,088	△8.0
0 歳～14 歳	356	△15.2
15 歳～64 歳	1,759	△12.1
うち 15 歳～29 歳(a)	333	△30.2
65 歳以上(b)	973	4.0
(a)/総数	%	—

若年者比率	10.8	
(b)/総数	%	—
高齢者比率	31.5	

表1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 3,590	—	人 3,381	—	% △5.8	人 3,099	—	% △8.3
男	1,767	% 49.2	1,653	% 48.9	% △6.5	1,514	% 48.9	% △8.4
女	1,823	% 50.8	1,728	% 51.1	% △5.2	1,585	% 51.1	% △8.3

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 2,933	—	% △5.4	人 2,869	—	% △2.2	
男 (外国人住民除く)	1,431	% 48.8	% △5.5	1,395	% 48.6	% △2.5	
女 (外国人住民除く)	1,502	% 51.2	% △5.2	1,474	% 51.4	% △1.9	
参 考	男 (外国人住民)	2	25.0	—	2	18.2	0.0
	女 (外国人住民)	6	75.0	—	9	81.8	50.0

表1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,290	—	人 2,241	% △9.8	人 2,116	% △5.6	人 1,850	% △12.6	人 2,005	% 8.4
第一次産業 就業人口比率	(1,754) 76.6%	—	(1,568) 70.0%	—	(1,102) 52.7%	—	(763) 41.2%	—	(720) 35.9%	—
第二次産業 就業人口比率	(223) 9.7%	—	(246) 11.0%	—	(518) 24.5%	—	(507) 17.5%	—	(544) 27.1%	—
第三次産業 就業人口比率	(313) 13.7%	—	(427) 19.0%	—	(496) 23.4%	—	(580) 31.3%	—	(741) 37.0%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,045	% 2.0	人 1,901	% △7.0	人 1,902	% 0.1	人 1,737	% △8.7	人 1,564	% △10.0
第一次産業 就業人口比率	(870) 42.5%	—	(534) 28.1%	—	(430) 22.6%	—	(438) 25.2%	—	(333) 21.3%	—
第二次産業 就業人口比率	(475) 23.2%	—	(597) 31.4%	—	(684) 36.0%	—	(577) 33.2%	—	(513) 32.8%	—
第三次産業 就業人口比率	(700) 34.2%	—	(770) 40.5%	—	(786) 41.3%	—	(722) 41.6%	—	(717) 45.8%	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	人	%

	1,398	△10.6
第一次産業 就業人口比率	(305) 21.8%	—
第二次産業 就業人口比率	(404) 28.9%	—
第三次産業 就業人口比率	(689) 49.3%	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

行政運営に当たっては「対話の村政」の推進を重視し、村民の意見要望を可能な限り取り入れ、村民と行政が一体となった村づくりを進めている。村民と膝を交える「村政懇談会」において住民意向の把握と行政情報の公開に努め、住民と行政の身近な協調・協力関係づくりを進めるほか、アンケートの実施や広報紙の活用などにより住民参加の手立てをしている。なお、職員数56人（平成27年4月1日現在）で職員1人に対する村民の数は51人となっている。

今後、地方分権の推進にともない、地域における自主的、主体的な取り組みがますます重要となっている。これに対応するため、情報公開を進めながら、従来の行政にありがちな縦割りの弊害をなくし総合的な行政を推進するとともに、事務事業の見直し、外部委託等合理的かつ効率的な行政運営を一層進めていかなければならない。さらに、職員の能力向上を目指し、職員研修を計画的に実施することも必要である。

また、管内市町村や近隣町村などとの連携を強化し、生活環境の条件整備や住民活動の活性化を促進していかなければならない。

イ 財政の状況

財政状況については、表1-2(1)のとおり財政力指数が0.13と低く財政基盤が弱いことから、行財政改革の推進は緊急かつ重要な課題である。東日本大震災による特殊な財政事情もあるが、平成25年度決算では自主財源の根幹をなす村税は4.3%にとどまり、歳入の61.7%を地方交付税、国県支出金、村債に依存しなければならない状況にある。また、歳出決算の状況は、東日本大震災の復旧・復興事業による投資的経費が増嵩する中でも、人件費、公債費などの経常的経費に占める割合が高く財政が硬直化してきている。

本村では、従来から財源の適正な確保、経常的経費の節減、事務事業の見直しなどにより、村政課題の克服のため生産基盤、生活環境の整備等を柱として財政投資を行い、各々の領域に成果を収めながら健全財政を維持してきたところであるが、震災からの復興を最優先として取り組んできている中、財政の運営は厳しさを増している状況である。

今後においても、震災からの復興を成し遂げ、改めて村民の声を聴きながら、各施設の配置、職員数と行政組織体制、事務事業のあり方、受益者負担の適正化など、行財政改革に引き続き取り組み、歳入に見合った歳出規模に抑え、将来にわたり持続可能な財政運営に努めるものとする。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	3,495,995	2,378,819	3,286,565	4,678,906
一般財源	2,061,429	1,721,409	1,836,572	1,927,120
国庫支出金	203,433	67,021	719,646	688,963
都道府県支出金	351,611	179,077	142,404	295,157
地方債	501,300	228,100	331,040	253,725
うち過疎債	—	—	—	117,000
その他	378,222	183,212	256,903	1,513,941
歳出総額 B	3,447,140	2,350,044	3,222,394	4,410,796
義務的経費	1,263,114	1,200,292	1,034,301	959,050
投資的経費	1,043,941	302,848	1,000,757	2,239,361
うち普通建設事業	857,222	281,180	878,022	568,095
その他	1,140,085	846,904	1,187,336	1,212,385
過疎対策事業費	—	—	—	187,217
歳入歳出差引額 C (A-B)	48,855	28,775	64,171	268,110
翌年度へ繰越すべき財源 D	10,150	0	10,743	175,419
実質収支 C-D	38,705	28,775	53,428	92,691
財政力指数	0.13	0.15	0.14	0.13
公債費負担比率	24.8	28.2	15.9	10.6
実質公債費比率	—	23.6	16.0	13.8
起債制限比率	15.5	16.3	—	—
経常収支比率	87.8	96.4	82.5	84.3
将来負担比率	—	—	63.4	16.3
地方債現在高	5,016,813	4,266,691	3,455,738	3,603,572

ウ 公共施設整備の現況と動向

主要な公共施設の整備状況は表1-2(2)のとおりで、水道普及率は県平均を上回っているものの、村道の改良・舗装率、水洗化率、文化施設等の整備状況は県平均を下回っている。これまでの過疎・辺地対策事業等により、高齢化社会に向けた保健・医療・福祉の拠点施設となる診療施設、高齢者福祉施設の整備や教育施設の整備に努めてきたところであるが、一部公共施設については老朽化が進んでおり改善が必要となっている。

今後は、定住環境の整備のために上下水道、公営住宅等の生活環境施設、教育文化施設等の整備を自然環境や景観に配慮しながら、さらには、普代村公共施設総合管理計画（仮称）との整合性を図り整備を促進しなければならない。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道改良率 (%)	18.9	34.9	38.5	43.0	49.1
舗装率 (%)	1.9	37.4	42.0	46.8	52.9
農道延長					23,368

耕地1ha当たり農道延長(m)	166.9	70.9	65.8	66.2	—
林道延長					12,172
林野1ha当たり林道延長(m)	3.9	3.9	3.6	3.9	—
水道普及率(%)	65.3	91.7	95.5	96.8	97.7
水洗化率(%)	0.0	0.0	0.0	12.3	32.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.5	4.7	4.9	3.7	4.3

区 分	平成25年度末
市町村道	
改良率(%)	50.6
舗装率(%)	54.4
農道延長	0
耕地1ha当たり農道延長(m)	—
林道延長	12,172
林野1ha当たり林道延長(m)	—
水道普及率(%)	98.1
水洗化率(%)	35.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.4

(4) 自立促進の基本方針

ア 自立促進のための基本目標

これまでの過疎・辺地対策により、住民生活を下支えする交通基盤整備や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉の確保、産業の振興等に一定の成果が挙がってきている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷、地方分権改革の推進、国・地方の財政悪化、平成の大合併、地球規模での環境問題の深刻化など、村を取り巻く社会環境は大きく変化している。本村においても、長引く経済不況の影響に追い打ちをかける東日本大震災の発災と相俟って、基幹産業である農林水産業及び観光産業の景況の低迷が続き、今なお、人口の減少と若年者の流出傾向が続いているばかりではなく、少子・高齢化が急速に進行し地域社会の活力低下が懸念される状況にある。

このような状況下にあつて、本村では第4次普代村総合発展計画において、到達目標を「笑顔が満ちあふれた、北緯40度の地球村 ふだい」と掲げ、村民の個性や能力を伸ばす村づくり、みんなの心と力を合わせた協働の村づくり、普代村の魅力、個性を生かす村づくりを基本理念に定め、「学ぶ喜びを村づくりにつなげよう」、「未来を拓く活力ある産業を育てよう」、「健やかに、そして安心して暮らせる環境をつくろう」、「自然と共生する安全で快適な環境をつくろう」、「明日を拓く仕組みをみんなで作ろう」の5つの基本目標達成に向け村づくりを推進している。

本目標は本村の活力ある総合的な発展を目指し、人材育成、産業振興、保健・医療・福祉の充

実、環境保全、生活環境の充実などの展開を通じて、村民と行政が協力しながら、地域の資源を生かし、創意工夫を重ねて魅力と活力ある村づくりを推進し、全国、世界に通用する「確かな地域力」を育てていくものでもある。

本村は、観光資源として美しい自然資源を豊富に有している。これらの自然資源の保全・活用を図り、本村の持つ可能性を最大限に引き出し、活力ある持続可能な村づくりの実現を目指す。そして、村内外との交流を図りながら若者の定住を促進し、人口構造のバランスを回復するとともに、将来にわたって安定した人口を維持し、活力ある村づくりへの取り組みを進める。

第4次普代村総合発展計画では、この基本目標を達成するために、それぞれの分野で必要な施策の展開を図ることとしている。

この過疎地域自立促進計画においても、第4次普代村総合発展計画の基本目標を捉え、各分野による過疎地域自立促進への方向性を示すとともに村総合発展計画との整合性を図りつつ、本村が持つ課題の解決のための具体的方向性を定め、自立促進を図る。

イ 自立促進のための基本的な方向

村民の村づくりに寄せる思い（視点）を行政運営の重点事項としてとらえ、5つの基本目標達成に向けた基本的な方向性を次のように掲げ総合的な取り組みを推進する。

基本目標1 「学ぶ喜びを村づくりにつなげよう」…《教育・スポーツ・文化・交流活動》

未来を担う子どもたちが、たくましく社会に羽ばたいていけるように、幼少中一体となった教育の充実に努めるとともに、学校と地域が一体となって活力を生み出していく「普代型スクール・コミュニティ」の実現を目指す。また、村民が生涯にわたって学べるよう、学習機会の充実や学習成果を地域に生かせる生涯学習社会の実現を目指す。加えて、村内外の交流活動の活発化に取り組む。

- ・ 幼児の健やかな成長を支える（就学前教育）
- ・ 未来を担う子どもたちの学びの環境を充実する（学校教育）
- ・ 誰もが学べる学習環境を充実する（社会教育）
- ・ 生涯スポーツの振興を図る（スポーツ・レクリエーション活動）
- ・ 地域の文化を守り、育てる（歴史、文化、芸術）
- ・ 賑わいをつくる（交流の推進）

基本目標2 「未来を拓く活力ある産業を育てよう」……《産業》

関係機関・団体と連携しながら、農林水産業、工業、商業、観光業の各分野の交流を活発化し、競争力を高められるように6次産業化等による地場産品の高付加価値化や経営体制強化の取り組みなど支援し、産業振興策の総合的な展開を図る。また、生産基盤の整備や後継者・担い手不足の解消などにも努め、働く場と豊かな生活を支える産業振興を図り、地域の活力を高めていく。

- ・ 水産業の元気をつくる（水産業）
- ・ 農林業の元気をつくる（農林業）
- ・ 地域に根差した産業を守り育てる（商工業）

- ・ 普代ならではの観光の振興を図る（観光）
- ・ 働く場の充実化を図る（起業の促進、雇用対策）

基本目標3 「健やかに、そして安心して暮らせる環境をつくろう」……《保健・医療・福祉》

村民が心身ともに健やかな暮らしを送れるよう、健康づくりや介護予防の充実など、保健、医療、福祉が連携し、一体となった取り組みを進める。また、子どもを安心して産み育てることができ、高齢者や障がい者も安心して暮らすことができる地域社会となるように、保健福祉サービス等の充実に努めるとともに、地域住民の協力を得ながら、支え合い、助け合いのある地域社会の形成を図る。

- ・ 心身の健やかな暮らしを支える（保健・医療）
- ・ 高齢者の暮らしを支える（高齢者保健福祉）
- ・ 障がい者の暮らしを支える（障がい者福祉）
- ・ 子どもを産み育てやすい環境をつくる（子育て支援、少子化対策）
- ・ みんなで支え合い、助け合う福祉の村をつくる（地域福祉）

基本目標4 「自然と共生する安全で快適な環境をつくろう」……《環境保全、生活環境》

本村の素晴らしい自然環境の保全に努めるとともに、地球全体の環境問題対策の視点から、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みや廃棄物対策など、地域からの取り組みとして環境活動を積極的に推進する。

また、定住促進を図るため、村営住宅の整備や計画的な土地利用の推進、公園・緑地対策、簡易水道の整備、汚水処理の普及などに務める。さらに、住民生活の利便性の向上や安心・安全のため、より充実した道路網と公共交通網の整備、防犯・防災対策の推進、情報通信技術の効果的な活用などを図る。

- ・ 環境と共生する（自然環境、地球環境、廃棄物処理）
- ・ 快適な生活環境を整備する（住宅、土地利用、公園・緑地、水道施設）
- ・ 交通体系の充実を図る（公共交通施策、道路整備）
- ・ 安全・安心の村づくりを推進する（消防防災、防犯対策、交通安全）
- ・ 情報・通信施策の充実を図る（情報・通信）

基本目標5 「明日を拓く仕組みをみんなでつくろう」……《行財政》

地方分権・地域主権の進展などに対応し、自立した協働の村づくりを進めるため、村民の村政への参画促進や男女共同参画の推進に取り組む。行財政においても、組織機構や事務事業の見直し、職員の意識改革及び能力向上、民間活力の導入などを推進するとともに、安定した自主財源の確保や経常経費の削減、財源の重点的な配分、受益者負担の適正化、広域行政の推進などに取り組む。

- ・ 村民と行政の協働の村づくりを推進する（村政参加）
- ・ 男女共同参画を推進する（男女共同参画）
- ・ 自立した行財政運営を推進する（行財政）

ウ 自立促進のための重点プロジェクト

自立促進に向けた、村づくりの将来像を実現するため、基本目標にそった、次の6つの重点プロジェクトを掲げ、重点的且つ戦略的に振興策を展開する。

プロジェクト1 「地球村ふだい」にヒューマン（人的）ネットワークの拠点を創る

人々が集い、交流することは、地域の賑わいを創出し、地域の魅力を高めていくこととなる。しかし、本村では、人口減少や地域コミュニティの希薄化が懸念されており、村民相互の交流や連帯感、協働意識の醸成、信頼関係の構築を図ることが急務の課題となっている。

そのため学習活動やスポーツ活動、福祉活動、健康づくり活動など、様々な活動を通じて、村民の交流機会の創出を図っていく。

また、普代の雄大な自然の魅力を生かした村づくりの理解者や支援者、普代にゆかりのある方など、村の外部との間にもネットワーク化を図るなど、普代を拠点とした村内外の人々をつなぐヒューマン（人的）ネットワークの構築を図る。

- ・ 交流活動の場・機会の整備
- ・ 村外の人々との交流の場の整備
- ・ 交流の継続化

プロジェクト2 「地球村ふだい」の地域資源を生かした経済システムを育てる

地域の経済活動が循環するという事は、地域の経済活動が持続するという事を意味する。たとえそれが小さな流れであっても、村の中で資源と貨幣が循環する仕組みを育てることは、村の持続性にも大きな意味を持つ。

そのため、普代の海、山から生み出される産物の地元での消費促進や、生産から消費までのプロセスを通じて、地場の技術をもって付加価値の向上に取り組むなど、新たな産業の育成や雇用の創出を図り、地域経済の活性化を目指す。

- ・ 企画力、技術力、生産力の融合
- ・ 地域資源の発掘
- ・ 消費の拡大の促進
- ・ 安心・信用される生産現場の創出

プロジェクト3 「地球村ふだい」の村民の力を、地域に、地球に循環させていくシステムを創る

人を育てることは村の機能を充実させることとなり、村の機能が充実することによって、村は活気ある持続的な発展が可能となる。そのため、住む人を育てることは、村の果たすべき重要な役割でもある。

そこで、村民一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育やその効果を村づくりに生かしていける循環システムの構築を推進する。

- ・ 子どもの教育の充実
- ・ 誰もが学べる学習環境の充実
- ・ 地球村ふだいの村民としてのアイデンティティの形成

- ・ 地域で活躍する人材の育成

プロジェクト4 「地球村ふだい」の自然の固有性を守り、育て、活かしていく

本村は海と山の豊かな自然に抱かれ、沿岸部は三陸復興国立公園に指定されているなど貴重な自然景観を有しており、地域産業にも大きく貢献している。また、村内には絶滅が危惧されているチョウセンアカシジミなど希少な野生動植物も生息している。

こうした自然環境は本村のかけがえのない財産であり、これらの身近な自然環境を守ることは、地球環境の保全にもつながるため、村一丸となって、自然を守り、育て、活かしていく取り組みを推進する。

- ・ 村一丸となった環境保全体制の構築
- ・ 自然環境の保全、回復
- ・ 地球温暖化防止対策の推進
- ・ 普代の大地、海から生まれる自然資源の活用

プロジェクト5 「地球村ふだい」の魅力を世界に情報発信していく

高度情報化社会の進展に伴い、情報通信技術を広範囲な分野で活用することにより、距離や移動に伴う障害が克服され、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながるができるようになり、経済社会の様々な側面における情報通信の果たす役割はますます高まっている。

本村では、平成22年度において情報通信基盤整備が行われ、インターネットの利用が可能となり、行政から村民に向けて情報を提供するネットワークが構築された。この情報通信基盤を、行政手続きや医療・福祉などの村民生活支援にとどまらず、世界とつながる情報空間として活用し、雄大な自然や地域の産物、文化伝統など、普代の魅力を世界に向けて発信し、国内外の情報交流活動を促進して、地域の活性化を図っていく。

- ・ 安全・安心・快適な村民生活を支える情報化の推進
- ・ 豊かな個性と創造性に満ちた高度情報化時代に適応する人材の育成
- ・ 地域特性を生かし、地域の振興を支える情報化の推進

プロジェクト6 「地球村ふだい」の完全復興と地方創生により魅力を向上させる

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、これに伴う大津波が本村を襲い、沿岸部に未曾有の被害をもたらした。東日本大震災による被害から、漁港や公共施設などのインフラの復旧を図り、被災者の一日も早い生活の再生と産業や生業の再建を果たし、震災に見舞われる以前の活力を回復させ、さらなる住民生活の発展を目指すために「普代村災害復興計画」を策定し、住民が一丸となった復興を成し遂げることによって、壊滅的な被害からの復興モデルとなるよう、ふるさと普代の再生とさらなる発展に向けて、全力で取り組んできた。平成26年度末には基盤復旧を完了させたところであるが、平成30年度までの計画期間の中に、村全体に震災前の活力を回復させることを目指して今後も総力を挙げて取り組んでいく。

また、「まち」が元気で、「ひと」が輝き、「しごと」と「くらし」が調和する、北緯40度の地球村ふだいの実現を目指す、「普代村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定した。同時に、本村の人口の将来展望である「普代村人口ビジョン」を策定しており、今後5か年の「総合戦略」と「後期基本計画」を一体的に推進し、本村における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す。

- ・ 「地球村ふだい」の完全復興の実現
- ・ 普代村まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開

エ 到達目標（将来像）

自立した村づくりを推進していくためには、村民と行政の基本的な共通認識が必要であり、目指すべき基本目標と将来像の実現に向けて、個性や能力の醸成、人と人とのつながり、村民と行政の協力を「基本理念」に据え、人づくり、そして活力ある村づくりを推進する。

【基本理念】

- ・ 村民の個性や能力を伸ばす村づくり
- ・ みんなの心と力を合わせた協働の村づくり
- ・ 普代村の魅力、個性を生かす村づくり

【到達目標】

「笑顔が満ちあふれた、北緯40度の地球村 ふだい」

【到達イメージ】

- ・ 隔てなく受け入れる広い心を持つ人が住む村
- ・ 普代村の一員としてのアイデンティティを持ちながら、地球人として活躍する人が住む村
- ・ 時代の潮流に挑戦する自立したたくましい人が住む村
- ・ 地域の資源を自らの力で生かす勇気と知恵のある人が住む村
- ・ 目標の実現に向かって助け合い、協力し合う人が住む村
- ・ 世界とつながるコミュニケーション能力が豊かな人が住む村

(5) 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として平成28年度に策定することとしている。よって、第4次普代村総合発展計画に基づく基本構想のもと、実行計画となる本普代村過疎地域自立促進計画、普代村まち・ひと・しごと創生総合戦略については、普代村公共施設等総合管理計画（仮称）との整合性を十分に図り、より効果

的な財政運営と持続可能な将来に向けたまちづくりを進めていく方針としている。

2 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農林業

本村の農業は、農家数の減少や高齢化が進むなどの農業構造の弱体化により、耕作放棄地となっている土地も顕在化しており、農地の集積や地域ぐるみでの営農の取り組みを進めていくことが求められている。また、生産物価格の低迷、生産資材等の高騰により、後継者や担い手不足など、経営環境は依然として厳しい状況となっており、地域資源を活用した特色ある農業や生きがい農業など、多様な形態の農業の展開を図る必要がある。

本村の林業は、アカマツや広葉樹など多様な森林資源を有しているが、小規模・零細な所有者が多く、手入れ不足の森林が多いことから、森林の多面的な機能を発揮するため、関係機関・団体等と連携した森林整備を推進していく必要がある。また、木材需要の多様化に対応できる生産体制の整備や特用林産物の生産拡大などに向けた取り組みが求められている。

イ 水産業

本村が面する三陸沖の海域は、暖流と寒流が交わる、世界三大漁場の一つに数えられ、水産物の宝庫として知られている。本村では、サケなどの定置網漁業、アワビやウニ等の天然資源の採捕、ワカメやコンブの養殖業などが行われてきたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で発生した大津波により、漁業関係施設などが壊滅的な被害を受けた。震災からの一日も早い復興を成し遂げるために「明日への一步 青い海（水産業）の復興へ」とのスローガンを掲げ、様々な事業を展開して復興に努めてきた。幸いなことに、住宅への被害が1棟もなく、生業の再生に全力で取り組めたことから、震災の年からサケの定置網漁業、アワビ・ウニの天然資源の採捕が再開でき、翌年からは、ワカメ・コンブの養殖業も再開された。水産業は村最大の産業であり、村の既存基盤であることから、三陸沖の恵まれた漁場環境を将来に継承し、漁業基盤をより確かなものとするために漁港・漁場・魚市場の整備を進めるとともに、水産物の積極的な情報発信に取り組んでいく必要がある。

震災以後、高齢や後継者不足を理由にワカメ・コンブの養殖業を辞める人もいることから、震災前の70%程度の復旧に留まっている状況にある。そのため新規漁業者の確保と支援策を早急に検討するとともに、魅力ある雇用の場を創出する必要がある。また水産加工業においても、人手不足の問題を解消するために人材確保に向けた支援事業を創出し、水産業の振興と労働力人口の増加を図る必要がある。

ウ 商工業

本村の商業は、個人経営小売販売業がほとんどであり、近隣市における大型店等の進出や自家用車の普及や三陸沿岸道路の全線開通による購買力の村外への流出をはじめ、消費税率の改正、復興事業の完了に伴う村内消費の冷え込み等、村の商業を取り巻く環境は今後も厳しさを増すことが予想される。そのため、関係機関・団体と連携し、観光客も含む顧客吸引力の向上や経営体質の改善などを図る必要がある。また、普代道路の供用開始による新たな街並み形成と併せた商

業振興に取り組んでいく必要がある。

本村の工業は、近年の景気動向、安価な製品の輸入、生産拠点の海外移転などの影響により、製造業の事業者数及び従業員数は減少している。そのため、企業の立地基盤の充実に努めるとともに、産業間の連携を深めながら地元の農林水産物を原材料とする商品開発や資源活用型企業の育成、地産地消・地産外消の推進などを図っていく必要がある。

エ 観光

本村の観光資源は自然景観中心であり、初夏に発生する沿岸北部特有のヤマセ気象の影響など天候の状況により、観光客の入込数に大きな変動があるが、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイル、そして三陸沿岸道路全線開通などにより、観光客が増えることが予想され、地域への経済波及効果とともに、雇用創出効果が期待されている。

東日本大震災により発生した大津波により被害を受けた観光施設の早期復旧を進めるとともに、観光協会の組織強化を図り、村の観光を推進するための基盤強化を図る必要がある。また、観光ニーズが多様化しており、食、スポーツ、体験、交流等、その地域ならではの付加価値を加えた旅行商品の人気が高まっていることを受け、生産者や事業者、関係機関が連携を図りながら、地域資源を活かした体験型・交流型観光や、広域連携観光の推進を図る必要がある。

オ 起業の促進、雇用対策

本村においても人口減少が進んでおり、特に、若い世代が就職・進学を機に都市部などに移り住み、そのまま定住するケースが増えている。また、本村の基幹産業である水産業においては、求職側と求人側の意向が合致しない雇用のミスマッチが課題となっている。

若年層の定住を促進するために、村と地元企業が連携を図りながら、若年層や女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。また、Uターン者、J・Iターン者の雇用受け入れにも積極的に取り組む必要がある。

(2) その対策

ア 農林業

- ① 農業経営の安定化：気象条件等を踏まえながら、ほうれんそうを中心とした施設団地化の奨励や新たな作目の導入を図る。また、農業経営の近代化及び安定化を促進するためのソフト事業の導入の促進、農畜産物の高付加価値化、六次産業化等に係る啓発活動など、関係機関・団体と連携を図りながら取り組む。
- ② 耕作放棄地の対策：耕作放棄地の発生防止や解消のため、日本型直接支払い制度を活用するとともに、雑穀や豆類等の付加価値の高い作物の栽培を奨励し、産直や契約による販売を促進する。
- ③ 環境にやさしい農業の促進：有機質資源を利用した化学肥料代替技術の導入等、環境保全型農業を促進する。また、畜産農家と耕種農家との連携を確保し、良質堆肥の安定供給による地域内循環も促進する。

- ④ 後継者対策：村内外の異業種からの就農希望者への呼びかけや農業体験の受け入れ体制の整備、就農環境の向上などに取り組み、新規就農者や農業後継者の育成に努める。また、収入の安定化に向けた各種支援や農業従事者の地場産業の知識の向上、他地域との交流などにより、農業に対する意欲向上を図る。
- ⑤ 森林資源の保全及び充実：関係機関・団体と連携し、環境への配慮や木材需要等を踏まえながら、適切な造林及び保育、間伐等の森林整備を推進する。また、施業の集約化や団地化、機械化による効率的な整備を推進し、森林資源の充実に向けて取り組む。
- ⑥ 供給体制の整備：関係機関・団体等と連携し、林業従事者の養成・確保に努める。また、高性能林業機械導入の支援や作業路の整備などにより、林業事業体の育成強化・活性化を図り、生産から加工、流通まで一体となった地元木材の低コスト安定供給体制の整備を推進する。
- ⑦ 特用林産物の振興：シイタケをはじめとする特用林産物の生産拡大や生産コストの低減、販売網の拡大など、生産から消費に至るまでの各種施策の展開に努める。
- ⑧ 林業の担い手の確保・育成：幅広い新規就業者の確保及び育成のため、林業体験学習や所有森林の経営・管理のための情報提供、研修等への参加促進、林業労働における就業環境の向上などに取り組む。
- ⑨ 治山・治水事業の実施：木材や林産物の生産機能にとどまらず、土砂災害の防止や水源のかん養、環境や景観保全など、森林の多面的な機能を踏まえて、関係機関とともに治山・治水事業を推進する。

イ 水産業

- ① 漁港・漁場の整備：水産資源の生産力の向上及び漁港・漁場の水域環境の改善を図るため、漁港・漁場の一体的な整備を順次進める。整備にあたっては、津波防災対策をはじめ、防潮機能、施設の長寿命化や漁村景観やレクリエーション機能など、安全性や快適性など漁村の持つ多機能な役割がより効果的に生かされるように努める。
- ② 水域環境の保全：漁業は海洋生態系の一部を利用している産業であるため、関係機関・団体と連携を図りながら、堆積物の除去や低質改善、漂流・漂着ごみの処理など、生物多様性や生態系に配慮した取り組みを推進する。
- ③ 水産資源の確保：関係機関・団体と連携を図りながら、最新技術の導入や種苗生産施設などを有効に活用し、ヒラメやアワビ、ナマコをはじめとする稚魚・稚貝の放流技術の向上と普及に努める。
- ④ 漁業所得と生産性向上：漁業経営の近代化、経営の安定化に向けた諸施策に取り組むとともに、資源管理や栽培漁業、養殖業による「つくり育てる漁業」を積極的に推進し、漁家経営の安定化に努める。
- ⑤ 高付加価値化の推進：観光産業等他産業との連携を図り、天然海産物の高付加価値化の研究開発に努める。また、新しい水産物荷さばき施設の充実により、ハサップ対策の推進を図りながら、食の安心安全に対応した生産流通販売網の確立を促進する。

- ⑥ 需要拡大及び販路拡大の推進：地産地消の推進や直販の促進を図るとともに、普代産の水産物の認知度が全国的に高まるように、関係機関・団体と連携しながら情報発信力を強化し、効果的な販売促進活動を展開する。
- ⑦ 後継者対策：後継者の確保・育成に向けて、協議会を設置し、新規就業者支援に取り組む。収入の安定化に向けて、「つくり育てる漁業」や水産物の高付加価値化、産直・直販や他分野との連携による新たな流通網の開拓などを図るとともに、地場産業への理解を深めるための教育を推進するなど、水産業に対する意欲向上を図る。また、水産業の就業環境の向上に努める。

ウ 商工業

- ① 経営力の向上：魅力ある商店形成を進めるため、関係機関・団体と連携した組織活動の強化を図りながら、適切な経営指導や経営相談の充実、情報通信機器の活用促進などに務める。また、経営体の事業推進にあたっては、国や県の各種融資制度の導入を促進するほか、村独自の融資制度の充実とその効率的な運用などの支援対策に努める。
- ② 地域一体となった商業活動の推進：普代駅前復興ふれあい広場での各種イベントの実施やアンテナショップなどによる普代駅利用者への販促活動などを通じて、地域一体となった商業活動の活性化を図る。また、消費者と事業者との交流・情報交換の促進などにより、観光客も含む顧客吸引力のある商業活動の展開に努める。
- ③ 地域の賑わいづくり：駐車場の整備や商店街の景観形成、空き店舗などの商業資産を有効活用した起業を促進し、商店街の活性化を図るとともに、地元消費の拡大を図るポイント制カードの発行支援の継続など、地域の賑わいづくりに努める。
- ④ 地域の産物を生かした新たな商業活動の展開：本村の基幹産業である観光産業が結び付いた、株式会社等設立の支援制度を創設するとともに、村の玄関口となる普代村観光センター施設について周辺施設を含め魅力を高める環境整備を推進する。
- ⑤ 販路開拓の推進：関係機関・団体と協力しながら、特産品の販売促進活動を推進するとともに、買い物支援、ご当地グルメの開発、インターネット通販の取り組みなどを促進し、販路開拓を推進する。
- ⑥ 経営基盤の強化：関係機関・団体と連携を図りながら経営指導や商品開発等に関する経営相談の充実、技術力並びに企画・開発力の向上、事業者の新たな事業展開に対する支援など、既存企業の支援体制の充実に努める。
- ⑦ 地場産品の活用：地場産品の付加価値を高めるため、異業種との交流を図りながら、技術導入や情報収集、人材育成などを促進し、消費者ニーズに対応できる新製品開発や特産品づくりに務める。また、農林水産業と商工業の連携を推進し、第一次産業の振興や関連産業の発展に寄与する資源活用型企業の立地・育成に務める。
- ⑧ 環境にやさしい企業行動の促進：企業の設備投資に当たっては、自然環境に十分に配慮した操業や施設整備を促すため、設備の近代化のための中小企業振興資金などの低利の制度資金の活用を図る。

- ⑨ 販路の拡大：地域の産物の販路拡大のため、村内外の流通網、販売網の確立に努める。

エ 観光

- ① 体験・交流型観光の推進：三陸復興国立公園内の黒崎を中心とした雄大な自然景観や本村の特徴ある農山漁村体験など、地域資源を生かした体験型・交流型観光の推進を図る。
- ② 村内資源の活用：本村の重要な観光資源である沿岸部一体の景観保全や環境整備に努める。また、村の歴史・伝統文化や普代ダムなどの観光資源化、村営バスを活用した新たな周遊ツアーの取り組み、関係機関・団体との連携による郷土色豊かな料理や観光客に喜ばれ親しまれる土産品などの普代ブランドの開発やイベントの開催など村内資源を活用した観光の振興を図る。
- ③ 広域連携観光の推進：「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」などの広域連携観光を推進するとともに、各種ツアーの観光ガイド等を行うボランティアガイドの育成と組織づくりの支援を図る。
- ④ 効果的な宣伝活動の展開：マーケティングにより観光客のニーズに応える観光サービスの開発を進めるとともに、多様なメディアを活用した宣伝活動を展開し、観光客の誘客拡大に努める。
- ⑤ みんなで育てる観光の推進：村づくり事業と併せながら、村民が自発的に観光案内や広報活動などを行う村民のおもてなしの心の醸成を図る。
- ⑥ 施設の有効活用：運動施設やオートキャンプ場も含めて地域全体の施設の有効活用を図る。また、観光宿泊施設については宿泊者・利用者のニーズに対応した施設の整備を計画的に推進する。

オ 起業の促進、雇用対策

- ① 新規産業の創出を促進する体制整備：県や商工団体等と連携しながら、異業種交流の促進や新技術の導入、情報の受発信、人材育成などに努め、地域資源を生かした普代ブランドの開発や新たな事業の展開を図る企業等への支援に務める。
- ② 人材の育成：村民の知識や技能を伸ばして新規産業の創出につながるように、技能講習や職業能力開発の支援など起業家の育成を促進し、村民が起業家として新規創業や新たな業種・業態への展開を図れるように支援する。
- ③ 地域ニーズに応えた産業の育成：福祉や健康、環境、再生可能エネルギーなど、時代や地域のニーズにあった分野の新産業の創出及び振興を図るため、コミュニティビジネスなどを積極的に奨励する。
- ④ 雇用の安定化：関係機関・団体との連携を密にしながら、就労情報の提供や相談体制の強化に努める。
- ⑤ 後継者が不足する産業との連携：農林水産業や商業など、後継者が不足する産業の人材確保及び育成を関係機関・団体と連携して取り組むとともに、若年層に魅力的な雇用環境の整備に努める。

- ⑥ 就業環境の向上：村内事業所の就業実態の把握に努め、適正な就業条件及び就業環境の向上に向けた啓発活動を行うとともに、若者定着に向けた村内企業に対する支援を行う。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	普代地区県営農地開発事業 債務負担金	村	
		下閉伊北区域農用地整備事業 債務負担金	村	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金	岩手県	
	(2) 漁港施設	漁港再生交付金事業 白井漁港東防波堤工事	村	
		水産流通基盤整備事業 太田名部漁港事業地元負担金	岩手県	
		漁港施設機能強化事業 堀内漁港事業地元負担金	岩手県	
		村営漁港機能強化事業 村営漁港長寿命化工事	村	
	(3) 経営近代化施設 農業	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業 青年農業者育成確保の条件整備支援	村	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	市場整備事業 太田名部魚市場整備工事	村	
		ふだいまちづくり会社設立推進事業 設立準備費及び設立出資金	出資法人	
	(5) 企業誘致	公共施設サテライトオフィス化改修整備事業 既存公共施設の改修工事	村	
	(8) 観光又はレクリ エーション	観光センター等駅周辺整備事業 多目的コミュニティ観光交流施設設計及び工事	村	
		普代浜園地整備工事 普代水門前広場整備工事及び普代浜園地緑化整備事業	村	
		国民宿舎くろさき荘改修事業 大広間及び屋根大規模改修工事	村	
	(9) 過疎地域自立促 進特別事業	原木しいたけ植菌支援事業 3組合への補助	生産組合	

(10)その他	普代村森林整備事業 コナラ等植栽に対する補助	村	
	村営漁港機能強化事業 村営漁港長寿命化点検業務	村	
	水産業活性化補助金事業 アワビ・ナマコ等放流事業に対する補助	普代村漁業 協同組合	
	磯資源高度活用事業補助金事業 磯資源の蓄養を行う研究会への補助	研究会	
	普代村新規漁業者支援協議会補助金事業 新規漁業者育成に対する補助	協議会	
	株式会社ふだい（仮称）支援事業 出資法人の運営費等の助成	出資法人	
	「青の国ふだい」ファン会員登録制度事業 地域特産品消費拡大支援	村	
	ふだいの産業魅力アップ事業 加工品開発、販路開拓支援	村	
	つくり育てる産業推進事業 ふだいブランド開発支援	村	
	普代村新卒者等雇用促進奨励金事業 新卒者、移住者雇用に対する事業者への奨励金	村	
	起業家教育学習事業 小中学生、一般向け啓発学習事業	村	
	観光力強化促進事業 観光推進団体育成等支援に対する補助	観光協会	
	普代ムーブメント（ふだいFAN）推進事業 テレビ等を活用した魅力発信等	村	
	いわてニューファーマー支援事業 新規就農者に対する給付金	村	
	中山間地域等直接支払交付金 @21,000×550.93a/年	茂市集落	
	日本型直接支払交付金 10ha×2,000円/10a	農事実行組合	
	ふるさと納税を活用した地域産業促進事業 地域特産品贈呈による消費拡大	村	
	特産品販路開拓推進事業 ふだいのアンテナショップ運営委託事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の

状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現状と問題点

ア 公共交通施策、道路整備

本村の公共交通機関は、三陸鉄道と村営バスが運行されているが、いずれも厳しい運営状況が続いている。しかし、本村は地形的特性から公共交通機関の果たす役割は大きく、また、高齢化の進行や省資源・省エネルギーの観点からも公共交通機関の重要性が増してくることが予測されるため、健全な運営に向けた利用促進及び経営改善対策を講じる必要がある。

道路網については、三陸沿岸道路普代道路が平成25年10月に開通した。また、村の中心部を国道45号が南北に縦走し、これに接続して主要地方道岩泉平井賀普代線、一般県道普代小屋瀬線が整備されている。村道普代駅前1号線が改良されることにより広域基幹農道（しもへいグリーンロード）までのアクセスが格段に向上するが、国道45号から広域基幹農道（しもへいグリーンロード）までの間の一般県道普代小屋瀬線は一次改良に止まっており、早急な整備が求められる。村道についても、村民生活の利便性、冬期間の安全・安心を向上させるとともに、産業の振興を図るために計画的な整備が求められている。

イ 情報・通信

本村では、村内全域において情報格差を是正するため、平成22年度に情報通信基盤（無線アクセスシステム）を整備し、平成23年度から運用しているが、整備から5年が経過し、各種機器の更新や機能向上が急務となっている。今後は、既存機器の機能向上を図りながら、高度な情報通信基盤による情報通信ネットワークを活用し、行政サービスの充実や公共ネットワークの強化による村民生活の利便性や快適性の向上、村民の村政への参加促進、地域産業の振興など、多様な事業の展開が期待されている。

情報通信基盤の整備に併せて、情報活用能力の向上やデジタルデバイド（情報格差）の解消、個人情報保護などのセキュリティ管理に対する課題への対応なども図り、誰もが高度情報化の恩恵を受けられるような環境づくりを推進することが求められている。

ウ 交流の推進

人口減少や村民の生活様式、価値観の多様化等により、地域との接点や交流の機会が十分に確保できず、地域住民の連帯感や信頼関係の低下など、地域コミュニティの衰退が危惧されている。東日本大震災からの復旧・復興を村民一丸となり果たした力を引き続き今後の発展へと生かしながら、地域住民がふれあい、絆を深める場・機会の充実を図っていく必要がある。

村外の交流活動は、豊かな自然や歴史を有する本村の良さを再発見する機会となり、教育文化の向上や地域経済の活性化にもつながることが期待されるため、村外の住民との交流の活発化を図り、交流人口の拡大、さらには関係人口の構築・拡大に努める。

国際化の進展に伴い国際的視野を広げる重要性が増しているため、インターネットの活用、外国語指導助手や村内在住の外国人との交流機会の創出を図り、国際理解を促進する必要がある。

(2) その対策

ア 公共交通施策、道路整備

- ① 三陸鉄道の利用促進：今後、三陸鉄道へ一部JR路線が移管され、三陸を縦断する鉄道路線となることから、観光客の利用促進を図るとともに、村民の生活交通に対する意識啓発を図り、利用促進に努める。
- ② 村営バスの運営改善：地域資源発掘周遊観光バスの運行など観光路線のダイヤの充実とともに、利用者の利便性の向上に取り組む。また、利用状況などを的確に把握し、運行実態を見直しながら、軽費節減に努める。
- ③ 道路網の整備：村道、農道、林道については、各々の機能を十分調整し、一体となったネットワークの構築に取り組みながら効率的な整備を図る。整備にあたっては、安全性に配慮することはもちろん、周囲の自然環境等への配慮、道路景観、防災、地域住民生活との深い関わりに配慮して行う。
- ④ 国道・県道の整備推進：村民生活の広域化への対応や地域の産物の輸送、観光客の入り込み増加等の恩恵を十分に享受できるように、関係機関と連携して一般県道普代小屋瀬線をはじめとする県道の整備を推進する。
- ⑤ 冬季の道路対策：冬季における幼児の通園や児童、生徒の通学、高齢者等の通院や買物、障がい者の社会参加などを容易にするため、凍結路対策を推進する。
- ⑥ わかりやすい公共サインの整備：観光客など村外からの訪問者が迷わずに目的地に到達できるよう、主要な観光地や公共施設等への案内表示を既存表示と併せて整備する。

イ 情報・通信

- ① 情報化の推進：国、県の情報化に併せ多様なネットワークを構築するなど各種情報化を推進する。
- ② 情報の整備：保健・医療・福祉、教育、産業、行政情報など、村民生活に役立つ各種情報及び基礎資料の整備、構築を図る。
- ③ 村情報のデータベース化：自然、人、文化、風土などあらゆる村の資産を掘り起こし、整理分類して、いつでも必要な情報を検索できる村情報のデータベース化を進める。
- ④ 村政への参加促進の活用：行政情報の開示と併せて政策立案段階からの住民参加システムの構築を図る。
- ⑤ 行政サービスの電子化の拡充：行政サービスの向上や行政事務の簡素・効率化を図るため電子化を推進する。
- ⑥ 高度情報化に対応した行政の体制整備：高度情報化の進展に併せた職員の情報化対応教育の充実や情報化に対応した施設・設備の整備に努める。また、行政情報改革の更なる進展を図る。
- ⑦ 情報教育・情報学習の充実：村民向けの情報講習会を開催し、村民の情報活用能力の向上

に努める。特に、子どもの頃からコンピュータやインターネットに慣れ親しみながら、情報を理解、選択し、発信できる能力の育成に努める。また、高齢者の利用促進についても対応策を検討していく。

- ⑧ 情報通信機器の整備：公共施設等へのパソコンの設置や、無線通信ネットワークの基盤強化・エリア拡大など、インターネットを誰もが身近に使えるような環境づくりを検討する。
- ⑨ 安全・保護対策：地域情報化の推進に合わせ、村民のプライバシーの保護やネット犯罪の防止、コンピュータウィルス対策などに努める。また、新たな行政情報化への対応とともに、セキュリティ対策の強化を図る。

ウ 交流の推進

- ① ふれあい・交流の場・交流の活発化：自治会活動やスポーツ活動、芸術文化活動などの活発化を図り、多種多様な村民の交流の場・機会の拡大に努める。また、平成28年度の岩手国体開催を機に、スポーツを通じたふれあい・交流機会の創出を図る。
- ② イベントや祭りの効果的な開催：イベントや祭りが、様々な世代が集い心を一つにして楽しめる場・機会として効果的に開催できるように、各業界、各世代の有志による協議会等を設け、開催形態や方向性等を総合的に再検討するなど、内容の充実を図る。
- ③ 広域的な行政連携による交流：近隣自治体などとの広域的な行政連携を推進し、情報の共有化などを図りながら、交流事業を推進する。
- ④ 多様な交流機会の拡充：友好町村との小学校交流や、互いの祭りやイベントにおける郷土芸能の披露による文化交流、特産品を販売する産業交流などの活発化を図る。また、追手門学院大学との学官連携施策を推進し、移住定住希望者の受入態勢を構築する。
- ⑤ 普代に心を寄せる方々との交流：友好町村、都市部、村出身者によるふるさと普代会など、本村に心を寄せる多くの方々との交流を促進し、関係人口の拡大を図る。
- ⑥ 観光振興を基本とする交流：観光分野と連携し、豊かな自然環境や地域文化等の地域資源を活用した体験メニューを確立するなど、体験型・滞在型観光や広域連携観光を推進する。
- ⑦ 国際理解の推進：国際感覚を備えた児童、生徒の育成を中心に、異文化への関心と理解を深める機会の創出や国際的視野の育成を図る。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通通信 体系の整備、情報 化および 地域間交 流の促進	(1)市町村道 道路	村道萩牛線道路改良事業 L=200m W=7.5m	村	
		村道堀内中央線道路改良事業 L=500m W=5.0m	村	
		村道黒崎港線道路改良事業 L=600m W=5.0m	村	

	村道普代駅前1号線道路改良事業 L=200m W=12.0m	村	
	村道普代平井賀線道路改良事業 L=100m W=4.0m	村	
	村道普代南浜線道路改良事業 L=200m W=7.5m 及び橋梁設計	村	
	村道普代港線道路改良事業 L=300m W=5.0m	村	
	村道茂市北の股線道路改良事業 L=400m W=5.0m	村	
	村道長寿命化事業 道路ストック点検に基づく村道長寿命化工事	村	
(5) 鉄道施設等 軌道施設	三陸鉄道施設整備国庫協調補助金 三陸鉄道に対する設備更新補助	三陸鉄道(株)	
(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他の情報化 のための施設	ネットワーク環境整備事業 普代村地域情報通信基盤強靱化対策	村	
(7) 自動車等 自動車	村営バス整備事業 村営バス14人乗 1台購入	村	
(11) 過疎地域自立 促進特別事業	道路ストック点検事業 道路ストック点検業務委託	村	
	橋梁機能強化点検事業 橋梁機能強化点検業務委託	村	
	三陸鉄道運営費補助金 三陸鉄道に対する運営費補助	三陸鉄道(株)	
	交通弱者に対する村営バス無料化事業 村営バスの無料化	村	
	地域資源発掘周遊観光バス運行事業 観光用周遊観光バス運行	村	
(12) その他	三陸鉄道強化促進協議会負担金 三陸鉄道強化促進協議会に対する負担員	協議会	
	庁内用パソコン端末等借上事業 保守料、機器リース料	村	
	自治体クラウドシステム 保守料、システムリース料	村	
	自治体情報セキュリティ対策強靱性向上事業 保守料、システムリース料	村	

	申告支援システム 保守料、機器リース料	村	
	住民基本台帳ネットワークシステム 保守料、機器整備費	村	
	戸籍総合システム 保守料、機器リース料	村	
	ネットワーク環境整備事業 地域出前ICT教室開催	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設・汚水処理対策の推進

本村の簡易水道普及率は県内でも上位に位置し、十分な給水量を有しているが、既存施設の老朽化が進んでいるところもあるため、より安全かつ安定した給水能力の向上を図っていく必要がある。

汚水処理施設は現状では太田名部地区（漁業集落環境整備事業）のみとなっている。汚水処理は、快適で都市的な生活環境を図る上でも、自然環境の保全の面からも重要なため、各家庭への合併処理浄化槽の普及を進める必要がある。

イ 廃棄物処理

近年のリサイクルの推進などにより、可燃ごみは減少傾向にあるものの、不燃ごみは横ばい、あるいは増加傾向を示しており、最終処分場がひっ迫している現状において、不燃ごみの減量化は喫緊の課題となっている。特に、使用済小型家電については、不燃ごみとして排出され、埋め立て処理されていることが最終処分場の負荷の一因になっている。そのリサイクルに取り組むことで、貴金属やレアメタルの再資源化を図るとともに、ごみの排出量と最終処分場における埋立量の減量に取り組んでいく必要がある。

また、し尿処理は、ごみ処理と同様に久慈広域連合で処理しているが、施設の老朽化により早急な改修整備が求められている。今後においても、収集量が増加することが見込まれるので、下水処理施設整備の促進による需要動向に配慮しつつ収集業者に対し適正な指導助言を行い、衛生的処理の推進を図っていく必要がある。

ウ 消防防災

本村の消防防災については、東日本大震災からの災害復興計画等の効果もあいまって、普代分署庁舎の新築移転が実現し、災害対応の拠点施設としての機能が期待されている。一方で、震災以降全国的に頻発する大規模災害の発生を受け、災害対策基本法の改正や消防団新法が施行されるなど、消防防災を取り巻く環境は急激に変化し、求められる役割の重要性から、これまで以上の消防防災対策の強靱化が求められている。また、大規模災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という、自助意識に基づく行動態勢と、自主防災組織を中心とする地域内相互の協力体制とともに、円滑かつ有効的な公助体制が重要となる。そのため、幼少期からの防災教育やセミナーなどにより防災意識の醸成を促し、一人ひとりの災害対応力のベースアップを推進する必要がある。加えて、村内災害対応機関の相互連携はもとより、広域連携を効果的に取り入れた災害対応に取り組む必要がある。

エ 住宅

住宅は生活の基本、定住の要であり、少子高齢化や人口の減少、過疎化が進む本村では、住宅施策の推進が重要視されている。そのため、若者やU・I・Jターン者の移住・定住促進に向けた取り組みや、耐震化、高齢者などの居住に配慮したバリアフリー化の推進、環境にやさ

しい住宅づくりなど、村営住宅の整備とともに、住宅の質的向上を図る必要がある。

オ 公園・緑地

本村の公園施設は一部地域にとどまっているが、公園は遊びや運動、憩いの場、人々の交流の場など、様々な役割を担っているため、利用者ニーズに合わせた整備を検討していく必要がある。また、本村では自然的条件に恵まれていることから、緑地の維持保全に対する村民の関心が低くなりがちのため、意識の喚起に努め、各地域における緑化運動への取り組みが期待される。

カ 防犯対策

防犯体制について、本村は警察署と連携を図りながら地域の安全づくりに努めている。しかし近年、都市部のみならず地方においても凶悪な犯罪や事件が発生しており、犯罪の手口も巧妙化、複雑化、ハイテク化しているため、関係機関・団体、地域が一体となって防犯体制の強化を推進していく必要がある。

キ 交通安全対策

交通安全対策については、普代村交通安全計画に基づき交通安全対策に努めているが、今後も総合的な交通安全施策を一層推進していくことが求められている。また、近年は、高齢者が被害者あるいは加害者になるという事故も増加しているため、交通安全普及の強化に努める必要がある。

ク 自然環境

本村は豊かな自然環境に恵まれているが、生活環境の変化により、少なからず本村の自然にも影響が現れている。美しい村土を守り育て、後世に継承していくため、「海」や「山」、「川」と村民生活との深い関わりを重視しながら、自然環境との共生に対する村民意識の醸成を図るとともに、関係機関・団体、村民と協力して美しい自然環境の保全に取り組んでいくことが求められている。

(2) その対策

ア 水道施設、汚水処理対策の推進

- ① 給水能力の向上：水産加工施設の拡大等に伴う水需要の増大と施設の老朽化に対処するため、各種補助事業の導入により水需要の見直しと給水能力の向上に向けた水道施設の整備や老朽管の補修・更新、水道橋台補修などを行う。また、水源かん養林の整備など長期的な水源の確保を図る。
- ② 災害時の緊急支援体制の充実：水道施設の耐震化、給水タンク及び応急復旧資機材の整備、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時の緊急支援体制の充実を図る。
- ③ 汚水処理対策の推進：生活雑排水処理及びトイレの水洗化促進のため、合併処理浄化槽による全村的な施設整備の促進に向けて村の補助の充実を検討し、生活排水の自然界への流出を防ぐ。

イ 廃棄物処理

- ① 3Rの推進：減量化（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層推進するため、使用済小型家電と雑紙のリサイクルシステムの導入など、家庭ごみの分別収集の強化やリサイクル団体などへの支援、生ゴミ処理機及びコンポストの普及など、循環型社会に向けた村民活動の活発化を図る。また、観光客に対しても、環境保護の観点からゴミの持ち帰りなどの呼びかけを行う。
- ② 不法投棄の取り締まり強化：不法投棄の根絶に向けて、村民に対する意識啓発やパトロール強化、のぼりや看板の設置等により注意喚起を行う。
- ③ 一般廃棄物・し尿処理の広域的な体制の整備：ごみ処理場やし尿処理場の施設の老朽化が進み、更新整備が必要となっているため、久慈広域連合による処理施設の整備促進を図る。

ウ 消防防災

- ① 総合的な消防力の充実：普代村地域防災計画に基づき、久慈消防署普代分署の消防施設設備の更新や近代化、道路整備や水道施設整備と併せた消火栓や防火水槽等の消防水利等の整備を図り、総合的な消防力の充実に努める。
- ② 消防団活動の活性化：常備消防と消防団の連携を深めるとともに、消防団員の教育・訓練の充実に努める。また、消防団への入団促進を図るため、県の広域募集活動と併せたPR活動や事業所等への働きかけを行う。
- ③ 防災意識の高揚：津波ハザードマップ等を活用した広報活動等により、危険箇所や避難所、避難方法などを周知し、防災・防火意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織の設立を促進する。
- ④ 防災訓練の定期的開催：火災や河川の氾濫、津波など有事に対するための総合防災訓練を実施し、村民の参加促進を進める。
- ⑤ 避難行動要支援者対策の強化：個別計画を策定し、関係機関・団体の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や障がい者など避難行動要支援者の救助及び避難方法や避難所生活での支援体制の強化に取り組む。
- ⑥ 災害に強いまちづくりの推進：地震、津波等災害時における公共施設やライフライン、通信設備の耐震性・耐水性の向上、津波避難施設の確保、情報収集・伝達体制の整備、観光客等の安全な避難誘導対策の推進、住宅の耐震診断・耐震改修の促進など、災害に強いまちづくりを進める。また、関係機関と連携して治山、治水、砂防事業等の推進を図る。
- ⑦ 広域的な連携体制の充実：今後とも、災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、広域的な連携体制の充実を図る。

エ 住宅

- ① 村営住宅等の整備：既存の村営住宅の適切な維持管理に努める。また、老朽化施設の建て替えや長寿命化事業としての改修工事を計画的に実施する。建設に当たっては、自然と調和した美しい景観形成を促進する。

- ② 良好な住環境の整備：住宅リフォーム事業を実施し、村民の住環境の整備を図る。
- ③ 居住支援の推進：本村への定住や二地域居住を希望する方に対して、「空き家バンク」を通じた空き家情報の提供や相談対応に取り組む。また、U・I・Jターン者などを対象とした各種支援を行い定住促進に努める。

オ 公園・緑地

- ① 公園の整備：村営住宅の整備に関連して公園・緑地の整備を図るとともに、普代浜地内の広場整備事業・園地緑化事業について計画的な推進を進める。また、既存の公園については、村民が安全に快適に利用できるように、地域住民の協力を得ながら維持管理に努める。
- ② 緑地の整備：村民の緑地保全に対する意識の喚起に努め、地区自治会ごとの地域緑化運動の助長を図る。また、沿線住民と連携し、路側景観の向上に努め、全村公園化への取り組みを進める。

カ 防犯対策

- ① 地域ぐるみの安全対策の推進：学校、家庭、地域、警察、行政などが連携し、情報の提供や地域ぐるみの安全対策を推進し、防犯意識の高揚に努める。
- ② 犯罪を未然に防止する環境づくり：道路、公園、駐車場の構造や設備の改善、防犯灯の整備、門灯の点灯の推奨や住宅建築時における防犯対策の指導などに努める。また、特殊詐欺による被害を防止するため注意喚起を行う。
- ③ 消費者保護の推進：広報活動、学校教育や生涯学習などを通じて、消費者問題の意識啓発を図る。また、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めるとともに、被害者の保護体制づくりを推進する。

キ 交通安全対策

- ① 交通危険箇所の解消：警察や関係機関と連携し、交通危険箇所の解消及び除去に努める。また、歩道をはじめとする道路環境の整備を推進するとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進める。
- ② 交通安全教育の充実：関係機関・団体と連携し、学校や職場、地域などで体験型の交通安全教育を実施するなど、子どもから高齢者まで、各世代に応じた交通安全教育の充実に努める。また、飲酒運転の根絶に向けた啓発活動に取り組む。

ク 自然環境

- ① 環境教育の推進：学校教育及び生涯学習を通じた環境教育の充実や、クリーンアップ大作戦への村民の参加促進、河川の清掃など新たな自然環境保全活動団体の組織化を進めるなど、海や山、川の豊かな自然環境と共生するための村民意識の醸成と具体的な活動の促進に努める。
- ② 自然に親しむ場・機会の充実：自然観察や自然保護のイベント開催など、自然環境が有する学習や休養等多面的役割を積極的に活用し、自然に親しむ場・機会の充実に努める。
- ③ 全村公園化への取り組み：花いっぱい運動や環境美化運動を通じて、村民個々のふれあいを深めるとともに、「美しい村づくり」の意識の高揚を図り、全村公園化への取り組みを図る。

- ④ 自然環境の保全・回復：各種基盤整備については、常に「人」、「環境」、「安心」、「交流」の4つの視点に立って事業内容を検証するとともに、村民への周知を図る。
- ⑤ 自然生態系の維持：チョウセンアカシジミなどが生息する貴重な生態系の維持に向け、村民の協力を得ながら、動植物の生息・生育状況の継続的な調査・把握、希少生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの保全措置、開発行為の際の環境影響評価の実施などに努める。
- ⑥ 水環境の健全化：水需給、水質保全、治水、水辺環境、水道、灌がい、汚水処理など、総合的な視点から水環境系の健全化に取り組む。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	普代簡易水道施設整備事業 配水管敷設替 L=800m	村	
		黒崎簡易水道施設整備事業 配水池等改良工事	村	
		白井簡易水道施設整備事業 配水池改良工事	村	
	(2)下水処理施設 地域し尿処理施設	浄化槽設置整備事業 浄化槽設置者に対する助成	村	
		(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	久慈地区ごみ焼却場長寿命化事業 久慈広域連合負担金	久慈広域連合
	汚泥再生処理センター整備事業 久慈広域連合負担金		久慈広域連合	
	(5)消防施設	村消防施設等整備事業 基金造成及び消防ポンプ車1台	村	
		広域消防設備等整備事業 水槽付消防ポンプ車1台、高規格救急車1台	村	
		消防水利等標識整備事業 消火栓標識等整備	村	
		災害対策強靱化事業 備蓄倉庫設置1棟	村	
		消防会館建設事業 第1分団屯所概要設計業務委託	村	
	(6)公営住宅	公営住宅建設事業 用地取得、造成、設計・建設 16戸	村	
		公営住宅長寿命化事業 長寿命化点検に基づく改修工事	村	

	(7) 過疎地域自立促進特別事業	公営住宅水洗化事業 村営住宅水洗化改修工事	村	
		ふるさと定住促進助成金 定住促進のための家賃助成	村	
	(8) その他	住宅リフォーム促進事業助成 住宅リフォームに係る助成	村	
		治水施設整備事業 白井地区治水施設整備工事	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者保健福祉

本村では、少子高齢化の進行に伴い、支援者が不足する地域も多くみられる。高齢者が健康寿命を延伸し、地域で長く活躍するために介護予防が重要な課題となっている。平成27年度の介護保険の改正により、平成28年度からは要支援者への介護予防を村独自で実施することになる。それに合わせて、施設から在宅での介護に軸足を置く介護を推進する必要がある、生活支援体制の一層の充実が求められる。

高齢者が生きがいをもち、安心して充実した高齢期を過ごせるよう、スポーツ活動、地域活動等への参加促進や、シルバー人材センターを通じてこれまでの経験を活かせる職場の充実など、高齢者が生涯現役で活躍できるような取り組みを推進していく必要がある。また、要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、軽費老人ホーム等の生活の場の整備についても検討が求められる。

イ 子育て支援、少子化対策

保育サービスに対するニーズの多様化や家庭機能の低下、親子関係の希薄化などが指摘される中、たくましさ豊かな創造性を育みながら、子どもたちが「ふだいっ子」らしく健やかに成長できるように、地域が一体となって子育て支援の充実に努める必要がある。

本村においても、若者の流出や晩婚化・未婚化等により少子化が進んでいるため、少子化対策は急務の課題となっている。そのため、安心して子どもを産み育てることのできる「子育てにやさしい普代村」を実現する環境づくりが求められている。

ウ 障がい者福祉

本村の障がい者の現況（平成27年4月1日現在）は、身体障害者手帳所持者が122人、療育手帳保持者が27人、精神障害者保健福祉手帳保持者が22人となっている。年々増加傾向にあり、障がい者の重複・重度化や高齢化が進んでいる。障がい者の自立、社会参加の促進を実現していくためには、障がい者自身が意欲をもち、それを支援する社会の構築が求められている。

地域社会で生活する障がい者が増えるとともに、障がい者の高齢化や制度改正等、障がい者を取り巻く情勢が変化していく中で、ノーマラゼーションの理念の一層の浸透と、保健・福祉・医療の各分野と関係機関の連携による地域福祉の推進が期待されている。

エ 地域福祉

本村では、普代村社会福祉協議会が中心となって各種団体・グループがそれぞれの目的に沿った福祉活動に取り組んでいるが、少子高齢化や社会経済情勢の変化に伴い福祉需要は増加・多様化している。そのため、福祉・教育・環境・防災・防犯などあらゆる分野が連携し、公的サービスと住民同士の助け合い活動を両軸として、地域福祉力の強化を図っていくことが求められている。

誰もが健やかに安心して暮らせる社会を築いていく上で、地域住民同士がお互いに助け合う

福祉の村づくりが重要となっている。そのため、社会福祉協議会や既存の団体・グループと連携を深めながら、村民の福祉意識の醸成を図るとともに、新たな組織の育成及びネットワーク化に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者保健福祉

- ① 高齢者の支援体制の充実：地域包括支援センターを拠点として、関係機関・団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉ネットワークの一層の充実を図り、高齢者の生活を支援する保健福祉サービスの提供や各種相談への対応、権利を守る活動などを展開する。また、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の安否確認等に、情報通信技術（ICT）などを活用し、生活支援体制の充実を図る。
- ② 高齢者の住まいの支援：軽費老人ホームなど、独居老人等が安心して生活できる施設の整備と高齢者が安心して暮らせる住環境づくりの支援を行う。
- ③ 高齢者の健康づくり、介護予防の充実：高齢者の健康づくり、寝たきり、認知症の予防対策などを推進するため、情報の提供や各種健康教室の開催等を行う。また、要支援者の介護予防については村独自の予防事業を実施する。
- ④ 介護などの支援が必要な高齢者対策の推進：適切な要介護認定やケアマネジメントの推進、サービス提供状況の定期的な評価など、給付の適正化と利用者保護に努める。
- ⑤ 地域住民による高齢者支援活動の推進：ボランティア養成事業やヘルパー養成事業の推進、男性の介護への参加促進に努めるなど、地域住民による高齢者への支援活動の活発化に努める。
- ⑥ 高齢者の生きがいがづくり、社会参加への支援：高齢者が学習やスポーツ活動などに取り組んだり、これまでに得た知識や技術などが評価され、生かせる場・機会が充実するよう努める。また、老人クラブの活動支援や高齢者の交流の場、サロン等の憩いの場の開設を行う。
- ⑦ 高齢者の地域活動への参加促進：高齢者が体力や能力、興味に応じて生産活動や福祉活動などに取り組み、そして地域の柱となって活躍できるような仕組みづくりを検討する。

イ 子育て支援、少子化対策

- ① 子育て家庭への支援：子育て支援センターによる一時預かり保育の実施や、認定子ども園と放課後子ども教室の運営の充実を図るとともに、高校生までの医療費の無料化の継続、ひとり親対策などさらなる子育て支援の充実に取り組む。また、子育て情報の提供及び相談体制の充実を図る。
- ② 地域の子育て支援体制の充実：関係機関・団体と連携しながら、地域で子どもを育てるボランティア意識の形成を図り、地域ぐるみの子育て支援体制の充実を努める。また、子育てサポーター等の人材養成を図る。
- ③ ひとり親家庭への支援の充実：ひとり親家庭に対して、状況に応じた経済的自立の支援や、民生児童委員等との連携による相談支援体制の充実を努める。

- ④ 母子保健事業の充実：安心して妊娠・出産がきるような情報提供や相談体制の充実、母と子の健康の増進、疾病や障がいの早期発見・早期治療、不妊に悩む夫婦への支援の充実などに務める。
- ⑤ 結婚や子どもを産み育てることに前向きになれる環境の整備：若者同士の交流の場・機会の創出に努めるとともに、岩手結婚サポートセンター会員登録時の支援や、結婚後の定住促進支援制度の拡充を図り、結婚しやすい環境づくりを推進する。

ウ 障がい者福祉

- ① 障がい者の自立支援、生活支援：障がい者一人ひとりの心身の状態やニーズに即した適切なサービスが利用できる環境整備や雇用・就労機会の充実、総合的で一貫した療育体制の整備などに努める。また、関係機関・団体と連携し、相談体制や権利擁護のための支援体制の充実を図る。
- ② 社会参加の場・機会の充実：学習活動やスポーツ・レクリエーションなど多様な活動への参加を促進するため、情報提供やボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備などに努める。
- ③ 村民の意識啓発：学校教育や生涯学習、広報による啓発活動、交流活動やボランティア活動などを通じて、障がい者及び障がいに対する偏見や差別を解消し、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る。
- ④ 障がい者にやさしい村づくりの推進：公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設への協力を要請する。また、障がい者が福祉サービスや行政情報などを入手しやすくなるように、大文字化、音声化、点字化など、情報バリアフリーの推進に努める。

エ 地域福祉

- ① 庁内の推進体制の充実：地域福祉活動の活発化と村民ニーズへの適切な対応を図るため、社会福祉分野にとどまらず、保健・医療・福祉・教育・環境・防災・防犯などあらゆる分野との連携を強化する。また、研修などを通じて職員の福祉の意識の醸成に努める。
- ② 地域住民、福祉関係機関との連携：社会福祉協議会を中心に、各種団体・グループや地域住民の連携を深め、地域福祉活動の推進に努める。
- ③ 福祉意識の醸成：社会福祉協議会や各種団体・グループと連携しながら、地域住民同士がお互いに目を向け、声をかけ合うような働きかけや福祉教育の推進、広報活動などを通じて福祉意識の啓発に努め、相互扶助の精神を機軸とした思いやりのある活動の展開を進める。
- ④ ボランティアの育成：ボランティア活動を行う個人や団体を育成するため、ボランティア育成講座やリーダーの養成、情報提供、相談対応などを行う。
- ⑤ ボランティア活動の促進：より活発に効果的なボランティア活動が展開できるように、各地域におけるボランティアグループの活動拠点の整備や交流の場の充実、財政的支援、福祉以外の分野のボランティアグループとの連携の強化などに取り組む。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
高齢者等 の保健及 び福祉の 向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	軽費老人ホーム整備事業 実施設計、建設費 30床個室	村	
	老人福祉センタ ー	高齢者生活福祉センター建設事業 債務負担金	村	
	(8) 過疎地域自立促 進特別事業	シルバー人材センター支援事業 シルバー人材センターに対する補助	シルバー人材 センター	
		まちなかサロン運営事業 各拠点施設への備品購入	村	
		結婚応援プロジェクト事業 i-サポ会員登録支援等及び交流機会創出事業	村	
		子どもを授かりたい方への助成事業 不妊検査、特定不妊治療、男性不妊治療への助 成	村	
		普代村育児祝金事業 誕生乳児1名に対し20万円の助成	村	
		はまゆり子ども園保育料の無料化事業 保育料の助成	村	
		はまゆり子ども園給食費の支援事業 給食費に対する商品券助成	村	
		医療費助成事業 児童・生徒、乳幼児・妊産婦、ひとり親、寡婦 等への村単助成	村	
		インフルエンザ予防接種事業 予防接種費用助成	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 保健・医療

本村の人口構成における高齢者の割合が増加する一方、出生数の減少が止まらない状況にある。高齢者の割合が増加することは、人生を学べる対象が増えることでもあり、健康寿命の延伸はあらゆる世代に将来の望ましい高齢者像となると思われる。そのために、地域住民とも協働しながら、保健・医療・福祉・教育等の関係機関連携を図り、村民の生涯にわたる心身の健康づくりの支援を一層推進していく必要がある。

医療体制については、本村には国民健康保険診療所並びに歯科診療所があり、近隣の中核病院と連携を図りながら医療サービスを提供しているが、高齢化の進行に伴う医療需要の増大への対応と、保健福祉サービスと連動した包括的な地域医療体制の充実に向けて、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、中核病院等と連携した広域医療体制の確立、往診、訪問診療、訪問看護や訪問歯科診療等の在宅医療・看護サービスの充実、リハビリテーション機能の確保を図るとともに、常駐医師・歯科医師の確保に努めることが求められる。

(2) その対策

ア 保健・医療

- ① 生活習慣病予防と重症化防止の徹底：がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化を防止するため、関係機関と連携を図りながら、乳幼児期・学童期・青年期・壮年期・高齢期とライフステージに応じた疾患予防や生活習慣改善対策を充実し、生涯を通じた心身の健康づくりに取り組む。
- ② 心身の健やかな暮らしを支える体制の整備：村民の健康づくりを支援するため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携し、日常的にネットワーク強化のための連絡会や学習会等を行う体制の構築を図る。
- ③ 村民の主体的な健康づくりの推進：村民が自らの心身の健康づくりに主体的に取り組めるように、食育や生活習慣改善対策などの知識の普及や特定健診をはじめとする各種検診の勧奨、保健推進員などによる地域の健康づくり活動などを推進する。
- ④ 医療体制の充実：保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、包括的な地域医療体制の充実を図る。また、近隣の中核病院等との地域医療連携を図り、広域医療体制の確立を推進する。
- ⑤ 在宅医療の充実：誰もが安心して住み慣れた地域で人生の最期まで生活できるよう、往診、訪問診療や訪問看護、訪問歯科診療等により在宅医療や看護サービスの充実を努める。
- ⑥ 常駐医師の確保：医師の養成を継続し、常勤医師の確保に取り組む。
- ⑦ 施設及び機器の整備：診療所施設と機器の計画的な改善及び修繕を順次行う。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確 保	(1)診療施設 診療所	医療機械等整備事業 歯科ユニット購入等	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育

保育園と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園が平成23年度より開設された。認定子ども園においては、園生活を通じ、集団生活の基礎を培っている。また、生活発表会や運動会など、各種イベントを通じて、集団生活を含め、遊びや様々な体験活動を経験している。

現在、認定子ども園に子育て支援センターを設置し、子育て支援や遊びの広場を実施しており、子育ての悩みや子どもの病気、家庭のことなどの相談に応じている。遊びの広場では、園庭を開放するなど、親同士、子ども同士で自由に遊べる交流の場を提供している。

これらの事業について周知し、参加を呼び掛けながら、ひらかれた認定こども園づくりを進めることが求められている。

イ 学校教育

本村では、平成22年に小学校を統合し、教育環境及び内容の充実に努めているが、児童、生徒数はさらに減少することが予想されている。そうした中、児童、生徒の豊かな心と健やかな身体の育成及び確かな学力の定着を図るため、小中一貫教育の推進や学校、家庭、地域の連携を強化し、コミュニティスクールのあり方等も研究しながら、教育内容及び指導方法、教育環境の一層の充実に努めていくことが求められている。

全国的に、不登校やいじめ、学級崩壊などの問題が深刻化しており、児童、生徒の心の問題も複雑化しているため、相談体制や指導体制の充実に図るとともに、体験学習やスポーツ活動、学校給食の充実など、心身ともに健やかな児童、生徒の育成に努めていく必要がある。

ウ 社会教育

村民がそれぞれの個性や能力を生かしながら、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができるよう、平成35年度までを見通した「新普代村生涯学習プラン」に基づき、庁内の推進体制の整備や関係機関・団体との連携を深め、生涯学習環境の向上を進めていくことが求められている。

少子高齢化が進む中、村民の知恵と力は貴重な村の財産であり、生涯学習を通じて、主体的・自立的に地域づくりに関われるような仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。

エ スポーツ・レクリエーション活動

村民が生涯を通し継続的に運動やスポーツ活動を楽しみながら、健康づくりや体力づくりを行えるような環境づくりが求められている。

スポーツ・レクリエーション活動は健康・体力の増進だけでなく、心豊かな人間性の形成や村民同士の絆づくりにもなるため、村民総参加による生涯スポーツの振興を図っていくことが期待されている。

(2) その対策

ア 就学前教育

- ① 幼少中の連携強化：今後さらに幼・小・中学校の教職員の交流や相互理解を深化させ、学力向上、キャリア教育の充実、そしてコミュニティスクールのあり方等の研究に取り組む。
- ② 子どもの育ちの場の充実：小学校とのより一層の連携を図り、小1プロブレムを防ぐ幼少接続を深め、また、保育の質の向上のため、保育士等の研修機会を充実させ、園経営のさらなる改善に向けた施策に取り組む。
- ③ 家庭教育の充実：家庭が、家庭本来の教育機能を回復するよう、「新普代村生涯学習プラン」に沿った各種講座を開設する。また、教育委員会だより「まなび」や村内外の生涯学習に関する情報を提供し、学習意欲の向上に努める。
- ④ 地域一体となった子育て支援：地域住民と子どものふれあいの機会の拡充を進め、地域住民の協力を得ながら地域一体となった子育て支援の充実に努める。

イ 学校教育

- ① 小中一貫教育の推進：児童、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし一貫性のある教育を行うため、小中一貫教育の実現に向けて取り組む。
- ② 「生きる力」の育成：「確かな学力」を育むため、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識や技術を習得させるとともに、他人との調和や相手を思う「豊かな心」、たくましく生きぬくための「健やかな体」、これら知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を持つ児童生徒の育成をめざし、学校、家庭が連携し、その取り組みを実現していく。
- ③ 学校、家庭、地域の連携強化：学校、家庭、地域の連携強化を進め、学校運営協議会の開催、地域支援本部等の学校支援組織の確立など、コミュニティスクールのあり方等も研究し、地域に開かれた学校づくりを推進する。また、PTA活動など保護者同士の交流や学校行事に対する保護者の積極的な参画促進を進める。
- ④ 特別支援教育の推進：障がいのある児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズや特性に応じた適切な支援及び教育の充実に努める。
- ⑤ 教職員の資質の向上：学力の保障のみならず、児童、生徒と教職員の信頼関係を確立できるよう、教職員の研修を充実させる。また、小中一貫教育に対する教職員の理解を深め、小中教職員の交流を積極的に進める。
- ⑥ 施設の整備：安全性や衛生面などに配慮しながら、施設及び設備の計画的な改修・改築に務める。また、教職員住宅の計画的な整備や小中一貫校の整備に取り組む。
- ⑦ 安全対策の推進：児童、生徒の安全・安心対策を充実するため、教育施設における防犯設備の設置や、登下校時の安全パトロールなど、地域ぐるみの安全対策の充実を図る。
- ⑧ 多様な体験学習の充実：道徳教育やキャリア教育、ボランティア活動、自然体験活動、交流活動などの充実を図る。また、地域の講師（ゲストティーチャー）導入を進めるなど、多様な体験を通じて、豊かな人間性や郷土愛の育成に努める。
- ⑨ 世界に羽ばたく地球っ子の育成：環境や国際理解、ボランティア、情報などの視点を随時取り上げるとともに、コンピュータや図書室の活用を積極的に推進し、グローバルな視野や行動

力を持った地球っ子の育成に取り組む。

- ⑩ 健康や体力づくりの主体的な取り組みの推進：保健分野や社会教育及びスポーツ分野と連動しながら、「自分の体は自分で鍛え、自分の命は自分で守る」という意識や態度の育成を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりの主体的な取り組みを促進する。
- ⑪ いじめや不登校などの子どもたちへのサポート：いじめや不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して支援に努めるとともに、命の大切さと、人を思う心の教育を引き続き推進していく。
- ⑫ 家庭教育の充実：学校、家庭、地域との連携強化に取り組む。また、家庭が、家庭本来の教育機能を回復するよう、「新普代村生涯学習プラン」に沿った各種講座を開設する。さらに、教育委員会だより「まなび」や村内外の生涯学習に関する情報を提供し、学習意欲の向上に努める。
- ⑬ 食育の推進及び学校給食の充実：栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、地域の食材及び郷土料理の導入や関係機関・団体との協力により、学校における食育教育を推進する。

ウ 社会教育

- ① 生涯学習社会の推進体制の整備：生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の実現を目指すため、生涯学習に関する行政施策の総合的、体系的な整備に努める。
- ② いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくり：村民の人生を豊かにする生涯学習を推進するため、学習ニーズの把握に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、多様な学習ニーズに対応した各種講座、学ぶ場・機会の充実を図る。また、学習情報の提供や学習相談体制の充実に取り組む。
- ③ 指導者の養成と活用：生涯学習を充実させるため、生涯学習指導者の発掘や養成、人材バンクの設置等に努める。
- ④ 青少年教育の推進：学校、家庭、地域との連携を強化し、児童、生徒の社会参加活動や体験活動への参加を促進する。また、家庭や地域の教育力を高めるための講座の充実などに努める。
- ⑤ 子どもを育む地域教育力の向上：放課後こども教室やわんぱく坊主育成講座、地球村ふだいっ子学園の充実とともに、指導者の発掘や養成セミナー等の開催による体験学習指導者の育成・支援に努める。また、社会教育と学校教育との連携を推進し、子どもを育む地域教育力の向上をめざす。
- ⑥ 自主的は活動の支援：各種講座・教室などの受講生による自主サークルの設立やグループ間交流などを促進し、活動の活発化を図る。また、学習成果の発表機会の拡大に努める。
- ⑦ 学習環境の向上：社会教育施設の計画的な修繕や図書室のネットワーク化の推進、蔵書の充実など、学習環境の向上に努める。
- ⑧ 地域づくり活動等につながる社会教育の推進：村民と行政との協働の考え方の普及を図り、

村づくりや地域づくりに主体的に関わる人材を育成するため、村おこしの学習講座の開催や村民の自主的活動の組織化の支援、研修制度の創設などに取り組む。

- ⑨ 学習成果を地域に還元できる体制の整備：子育てサポーターの養成講座をはじめ、講座参加により得た知識や技術を地域で生かせるよう、活躍の場の充実を推進する。

エ スポーツ・レクリエーション活動

- ① 総合型地域スポーツクラブへの支援：子どもから高齢者まで、ふだんから、だれもが、いきいきとスポーツ活動に参加できる環境をめざして「はまゆりスポーツクラブ」への支援を行い、各世代が多様なスポーツの醍醐味を感得できる環境整備を図る。
- ② 体育・スポーツ指導員の養成と活用：生涯スポーツの技能向上を図るため、村内におけるスポーツ指導員の発掘と養成及び活用に努める。
- ③ 施設の整備及び有効活用：雨天や冬季にも利用できるスポーツ施設など、村民にとって使いやすく安全な体育施設の整備を計画的に推進するとともに、各施設の有効活用に努める。
- ④ 団体・サークルの活性化：各種スポーツ団体・サークルの活動、職場や地域での自主的なスポーツ活動などを支援する。また、団体・サークル間の交流を促進する。
- ⑤ スポーツ活動への参加促進：地域や職場ごとに手軽に参加できる日常的行事や教室を開催し、スポーツ活動への参加促進を図る。
- ⑥ スポーツを通じた一体感意識の醸成：村民相互が協力し、競い合いながらスポーツ活動を楽しめる場・機会の充実に努める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振 興	(1)学校教育関連施設 校舎 その他	小中一貫校建設事業 実施設計業務、建設、備品購入	村	
		普代小学校パソコン借上事業 保守料、機器リース料	村	
		普代中学校パソコン借上事業 保守料、機器リース料	村	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地域活動拠点施設整備事業 集会施設の改修2棟、新規整備2棟	村	
		集会施設水洗化事業 白井地区漁業研修施設トイレ水洗化及び施設改修工事 1棟	村	
	体育施設	体育施設整備事業 テニスコート整備及びプール、体育館のLED照明化	村	
	(4)過疎地域自立促進特別事業	世界に羽ばたく普代っ子育成事業 講師、指導者等招聘	村	

	(5)その他	子育て応援村！普代村新奨学金制度事業 大学生までの新奨学金制度	村	
--	--------	------------------------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 歴史、文化、芸術

国の重要無形民俗文化財に指定された鶴鳥神楽をはじめ、中野流鶴鳥七頭舞、ふだい荒磯太鼓、盆踊り太鼓など、本村では郷土芸能伝承活動や新しい文化の創造に取り組んでいる。しかし、担い手の高齢化、後継者不足などの課題もあり、後継者の掘り起こしや子ども神楽の実施などによる人的・物的支援が求められている。

芸術文化は村民の生活に潤いや安らぎ、感動をもたらすが、本村では多様な芸術文化に接する機会が少ないため、芸術文化に触れる機会の創出や村民自身の芸術文化活動への参加促進を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 歴史、文化、芸術

- ① 歴史や文化の普及：学校教育や生涯学習を通じて村の歴史や郷土文化の普及活動を推進するとともに、歴史や文化に関する団体等の育成に努める。
- ② 郷土芸能の継承支援：郷土芸能の継承のため、鶴鳥神楽保存会や芸術文化協会の活動への支援・援助を行うとともに、後継者の確保及び育成支援、施設・用具の修繕などを行う。
- ③ 文化財の保存と活用：民俗資料の収集や郷土資料展示室の展示内容の充実化、既存の公共施設の有効活用による本村の歴史と生活文化遺産の記録保存、チョウセンアカシジミ等の村指定天然記念物の保護管理体制の強化に努める。また、観光や郷土学習などの多様な分野への効果的は活用を図る。
- ④ 芸術文化活動を楽しむことができる環境の充実：村民が多様な芸術文化に接する機会の提供や、村民の芸術文化活動を奨励するとともに、友好町村との交流活動による芸術文化の振興を図る。
- ⑤ 多様で個性ある文化の創造：関係機関・団体と連携をとりながら、村民の芸術文化活動に関する情報の収集と提供に努めるとともに、インターネット等を活用して国内外における芸術文化交流活動の振興を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 村政参加（地域づくり）

本村は地理的条件から集落が点在しているため、道路網の整備や村域内の移動を支える村営バスの運行等により、村内の移動・交流の円滑化を図ってきた。しかし近年は、少子高齢化や若者の村外の流出が相次ぎ、集落によっては65歳以上の高齢者が半数を占める限界集落の問題や、地域の連帯感・一体感の低下など、地域の活力の低下が懸念されている。

イ 住宅、土地利用

住宅は生活の基本、定住の要であり、少子高齢化や人口の減少及び過疎化が進む本村では、住宅施策の推進が重要視されている。そのため、若者やU・I・Jターン者の移住・定住促進に向けた取り組みや、耐震化、高齢者などの居住に配慮したバリアフリー化の推進、環境にやさしい住宅づくりなど、村営住宅の整備とともに、住宅の質的向上を図る必要がある。

本村では適切に管理されず荒廃が進んでいる土地や空き家の点在が顕在化しており、これらは、自然環境や居住環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されるため、必要となる調査の実施や空き家バンク登録の促進など、その対応策の推進が求められている。

(2) その対策

ア 村政参加（地域づくり）

- ① 自治会組織の活性化：各地区の自治会活動の支援を行い、自主的、個性的な活動を誘発するとともに、様々な年代層との交流を促進し、連帯意識及び自治意識の高揚を図る。また、活動の継続性と発展を図るため、地域による村づくりの核となるリーダーの育成に努める。
- ② 各種支援制度の活用：村民の地域づくり活動への各種支援制度の情報を整理し、各種団体がより効果的な活動を展開できるように支援する。
- ③ 地域づくり団体の育成：自治会のみならず、高齢者や障がい者の生活支援、子育て支援、環境保全など、テーマを絞った活動を展開している団体の育成及び支援に努める。
- ④ 若者の参画促進：若者の地域活動への参加促進に努める。また、若者が中心となった事業が展開されるように支援するとともに、若者を中心としたグループ及びリーダーの育成を進める。
- ⑤ 活動拠点の整備：各種団体が活発に活動を展開できるよう、施設の有効活用及び整備に努める。

イ 住宅、土地利用

- ① 居住支援の推進：本村への定住や二地域居住を希望する方に対して、「空き家バンク」を通じた空き家情報の提供や相談対応に取り組む。また、U・I・Jターン者などを対象とした各種支援を行い定住促進に努める。
- ② 適切な土地利用の推進：放置されている土地・家屋について調査し、所有者の意向を踏ま

えながら、有効かつ効率的な利用を検討する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	住環境整備事業 用地取得、造成、住宅建設 5戸	村	
		空き家活用促進事業 空き家バンク登録住宅改修工事 5戸	村	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	空き家バンク等推進事業 空き家バンク調査及び斡旋事業	村	
		学官連携で推進する「おためしU愛Jターン」支援事業 学官連携による移住・定住推進事業	村	
		地域間交流活性化推進事業 地域課題解決に向けた専門アドバイザー招聘	村	
	(3) その他	ふるさと元気！応援事業補助金 各地区及び団体に対する補助	村	
		地域おこし協力隊受入事業 地域おこし協力隊員4名	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地球環境

今日の環境問題は、地域の公害問題とともに、地球温暖化問題など、地球的な規模でとらえた環境対策が求められている。そのため、本村においても、環境をそこなうことなく持続的な発展が可能となるよう、循環型社会の確立に向けて、身近な家庭、地域社会から、地球環境問題に取り組んでいく必要がある。

イ 村政参加

本村では自治会等を通じて村民の村政への参加促進を進めていますが、自治会活動や村政懇談会への参加者は少ない現状である。また、村政への参加方法がわからない方も比較的多く、幅広い年齢層の村民参画、また、若者をターゲットにした参加促進策を検討していく必要がある。

ウ 男女共同参画

社会や企業を取り巻く環境の大きな変化に伴い、女性の活躍は一層期待されていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識や社会経済条件の格差は依然として根強く残っているため、学習機会の提供などにより男女共同参画の意識の醸成を図っていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現に向けて、地域や事業所などに積極的に働きかけ、人権の尊重や仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現など、男女それぞれが持つ能力を平等に発揮できる村づくりを進めていくことが求められている。

エ 行財政

本村では、財政の健全化と効率的な行政運営の改革に取り組んでいる。今後も地方分権・地域主権に対応しうる自立性のある村づくりを進めるために、歳出全般の徹底した見直しや既存の組織の枠にとらわれず機能を重視した行政の総合力の向上を図り、村民の意向を踏まえた行財政運営を推進していくことが求められている。

消防、ゴミ処理などの広域事業については、本村では関係市町村と連携し取り組んでいる。今後も、交通網の整備や情報通信技術の進展により、広域における地域間の都市機能の分担や、地域間の交流が促進されるように、広域行政における事務事業の共同化や連携強化を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 地球環境

- ① エネルギーの有効利用：費用対効果等を勘案しながら、公用車や公共施設における新エネルギーの導入を推進するなど、温室効果ガスの排出抑制や資源・エネルギーの節約及び有効利用を図る。

- ② 地球温暖化防止対策及び公害対策の普及・啓発：村民や事業者に対して資源・エネルギーの節約や有効活用、低公害車の普及やアイドリングストップなどの自動車対策、合併処理浄化槽の設置、冷暖房などの温度管理の徹底など、地球温暖化対策及び公害対策を推進する。
- ③ 久慈地域低炭素・循環・自然共生地域創生実現プランの取り組み：平成27年度に、久慈広域4市町村で策定した、「久慈地域低炭素・循環・自然共生地域創生実現プラン」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取り組みを図る。

イ 村政参加

- ① 情報公開体制の充実：広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し、積極的な情報公開を行う。特にホームページを積極的に活用し、いつでも、どこでも、わかりやすい行財政情報の公開に努める。
- ② 広聴の充実：村政懇談会や相談業務、アンケート調査、インターネットなどを通じて村民意向の把握に努める。
- ③ 審議会等への参画促進：各種審議会や委員会などの開催にあたっては、幅広い村民の参画促進を図り、村民の理解や協力を得ながら計画等の策定を行う。
- ④ 村民参画の促進：生涯学習等を通じた村づくりに関する学習機会や地域の課題について議論する場の充実を図るなど、自治会等の村づくり活動を推進している団体と連携しながら、村民の村政・村づくりへの参画促進に努める。
- ⑤ 若者の意見が反映できる環境づくり：若者の村づくりへの参画促進を図るため、村内全体の若者が気軽に意見交換や交流活動ができる場の充実に努める。
- ⑥ 祭り・イベント等への参画促進：協働の村づくりのきっかけとして、祭りやイベント等の開催にあたって、企画段階からの村民の参画促進を図る。

ウ 男女共同参画

- ① 男女共同参画の意識の醸成：広報活動や教育活動を通じて、男女の固定的な役割分担意識の是正や男女共同参画社会の考え方など、男女共同参画に関する情報の提供や意識の啓発に努める。
- ② 人権侵害の救済：職場や地域でのセクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの発生防止及び適切な対応に向けて、地域や事業所へ啓発を行うとともに、相談体制の充実に努める。
- ③ 男女がともに働きやすい条件の整備：男女雇用機会均等法や育児休業法をはじめとする諸制度の遵守を事業所や団体に啓発する。また、女性の出産及び育児後の再就職の支援や、保育や介護サービスの充実など、男女がともに働きやすい条件整備に取り組む。
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進：仕事と生活の調和を図り、多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、地域や事業所への啓発を行う。また、男性の家庭生活への参加を促進するため、家事や育児、介護などの実践的な技術に関する講座への参加促進を図る。
- ⑤ 女性の意見の積極的な反映：各分野の審議会や委員会など、あらゆる政策及び方針決定の場への

女性の登用を促進し、意見やアイデアを村づくりに反映させていく。また、男女共同参画プランの改定を行うとともに、庁内推進本部の活動の活性化を図る。

エ 行財政

- ① 施策及び事業の適正な進行管理：各種行政計画に基づき、毎年、その効果や影響の分析を行い、事業の優先度の明確化を図る。また、効果の薄れた事業の見直し、事業間の連携強化による相乗効果の追及、類似・重複事業の整理など、事務事業の再編及び整理、簡素化、効率化に努める。
- ② 庁内の連携体制の強化：部門間の緊密化や技術的・専門的な職務間の連携強化など、全村的な総合調整機能の充実に努め、計画的に施策及び事業を推進する。また、より効率的な組織機構の整備について検討する。
- ③ 庁議などの活性化：地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任に基づいた村づくりを進めるため、庁議、政策調整会議など議論の活発化を図る。
- ④ 職員の能力向上：研修などへの積極的な参加を促進し、法制執務、政策形成、企画立案能力の向上など、職員の資質や能力の向上に努めるとともに、意欲や能力を重視した適材適所の人材配置に努める。また、職員の地域イベントへの参画や消防団員への加入など、職員の地域への参画を促進する。
- ⑤ 行政窓口サービスの向上：ワンストップ・サービスなど、効率的で利便性の高い窓口サービスの向上に努める。また、各種手続き・申請等の電子化を推進する。さらには、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運営と制度を踏まえたセキュリティ対策の強化を図る。
- ⑥ 民間活力の活用：公共施設の運営、維持管理などは、各種関係団体などへの指定管理者制度の活用を図る。また、行政が果たすべき役割を明確化し、業務内容が地域の活性化に資するもの等については、各種関係団体などへの指定管理を推進する。
- ⑦ 財政の健全化：普代村行財政改革大綱に基づき、引き続き行財政改革を進めるとともに、行政評価による予算編成及び執行、組織、定員、人事管理などを毎年見直すことにより、経常費の削減や財源の重点配分などに努める。また、村税の徴収率の向上やふるさと納税の促進、受益者負担の原則に立った使用料や手数料の適正化などの検討も行う。
- ⑧ 共同化と連携の推進：圏域の事務事業の共同化と連携を深め、行政運営の効率化と活性化を図る。また、観光、農林水産業、広域交通、土地利用など、広域的な重点課題での連携事業の強化に努める。
- ⑨ 広域行政組織の再編及び強化：広域組織の再編及び統合について、様々な組織のあり方を模索しながら、長期的な視野で検討するとともに、各広域行政組織の企画調整機能や情報発信の強化に努める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地 域の自立 促進に関 し必要な 事項	(2) 過疎地域自立促 進特別事業	太陽光発電システム導入促進事業 一般住宅への設備導入に係る商品券助成	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

村においては、公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需用が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的として、本過疎自立促進計画との整合性を図り平成28年度に策定することとしている。